

後楽二丁目南地区における都市計画の決定等について

1 経緯と目的

後楽二丁目南地区では、平成16年に「後楽二丁目南地区再開発協議会」が発足して以降、令和4年には「後楽二丁目南地区再開発準備組合」が設立されるなど、市街地再開発事業によるまちづくりの検討が進められてきた。

また、本地区は、後楽二丁目地区まちづくり整備指針において、「飯田橋駅に近接した文京区の南西の玄関口としての立地特性を生かした、活力と賑わいのある、安全で快適な複合市街地の形成」を基本方針とした段階的なまちづくりの実現を目指すこととしている。

さらに、本地区は千代田区及び新宿区との区境である区の南西部に位置し、鉄道5路線が結節する飯田橋駅に近接するほか、幹線道路3路線に面する交通利便性の高い地区であり、「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」、「文京区都市マスタープラン2024（令和6年9月）」及び「飯田橋駅周辺基盤整備計画（令和7年7月）」において、このような都市基盤状況や立地特性に合わせた施設整備及び土地の高度利用による多様な都市機能の集積、活力とにぎわいを生む空間の形成を目指すことが示されている。

これらの計画等を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力とにぎわいのある安全で快適な複合市街地の形成のため、市街地再開発事業の決定及びそれに伴う地区計画及び高度地区の変更を行う。

2 都市計画の決定・変更内容

(1) 決定及び変更する都市計画

- ・後楽二丁目地区地区計画の変更（東京都決定）
- ・後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業の決定（文京区決定）
- ・高度地区の変更（文京区決定）

(2) 後楽二丁目南地区のまちづくりの概要について

別紙1のとおり

(3) 都市計画図書

参考資料のとおり

3 説明会及び意見書の結果

- (1) 都市計画法第16条第2項に基づく原案の説明会（東京都・文京区）
日 時：令和7年10月9日（木）午後7時から7時30分まで
会 場：第三中学校体育館
参加者数：47名
- (2) 都市計画法第16条第2項に基づく原案の縦覧（東京都）
令和7年10月8日（水）から令和7年10月21日（火）まで
- (3) 都市計画法第17条に基づく都市計画案の説明会（東京都・文京区）
日 時：令和7年12月1日（月）午後7時から7時30分まで
会 場：第三中学校体育館
参加者数：89名
- (4) 都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧（東京都・文京区）
令和7年12月1日（月）から令和7年12月15日（月）まで
- (5) 意見書数：1通
意見書の要旨及び区の見解：別紙2のとおり

4 都市計画審議会への質問・答申

令和8年1月9日（金）に開催された令和7年度第2回文京区都市計画審議会に質問し、都市計画案どおり答申された。

5 今後のスケジュール（予定）

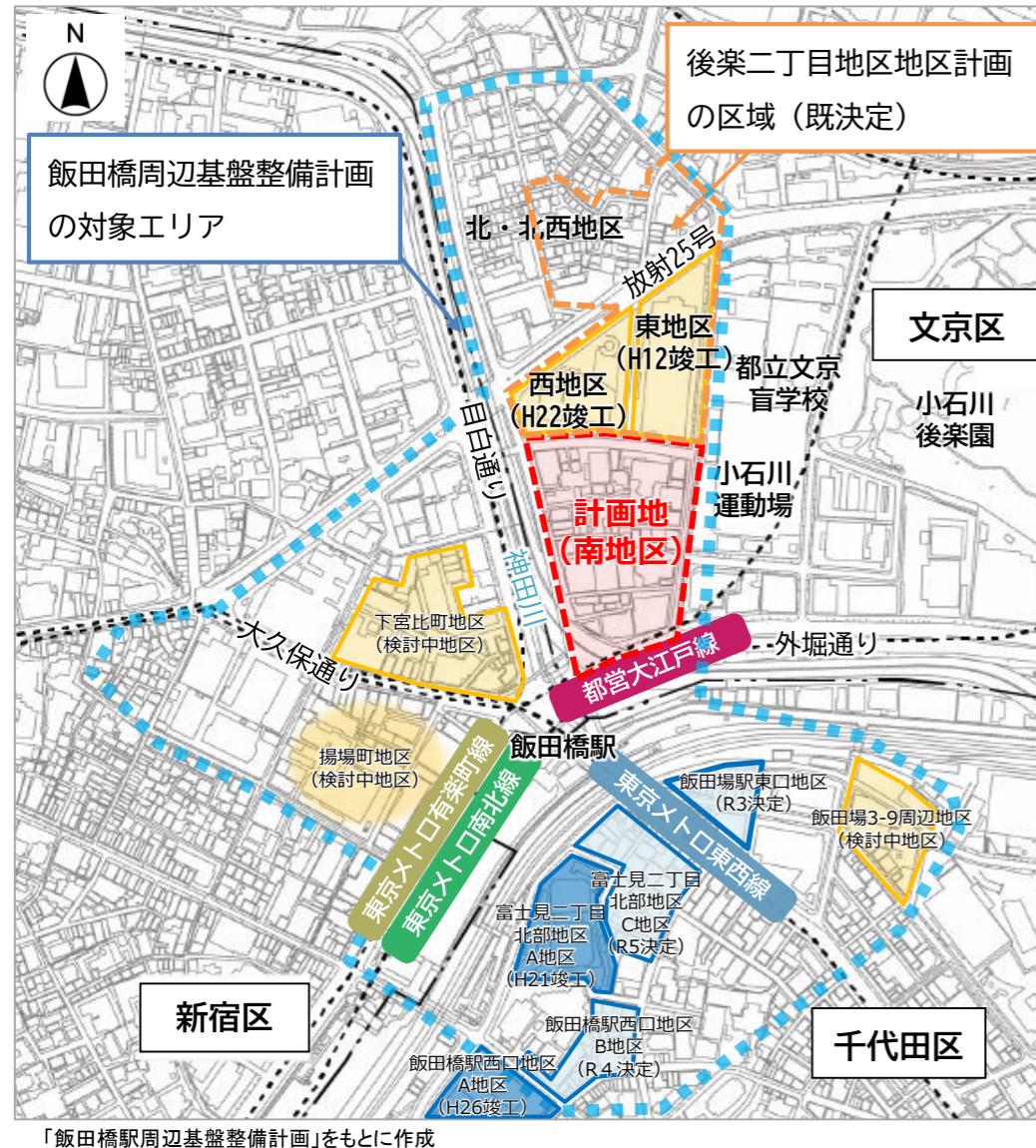
- 令和8年2月 東京都都市計画審議会 付議
- 令和8年3月頃 地区計画の変更、告示（東京都決定）
- 令和8年6月頃 文京区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正、公布・施行
第一種市街地再開発事業の決定、告示（文京区決定）
高度地区の変更、告示（文京区決定）
- 令和8年度 第一種市街地再開発組合設立
- 令和9年度 解体・建築工事着工
- 令和16年度 竣工

後楽二丁目南地区のまちづくりについて

別紙1

※計画内容は、今後の詳細検討及び関係機関協議により変更となる場合があります。

■ 位置図



■ まちづくりの経緯

平成4年	後楽二丁目再開発地区計画 決定 (都決定)
平成12年	後楽二丁目東地区 竣工
平成16年	後楽二丁目南地区再開発協議会 発足
平成17年	後楽二丁目地区まちづくり整備指針 策定
平成22年	後楽二丁目西地区 竣工
令和3年	後楽二丁目地区まちづくり整備指針 改定
令和4年	後楽二丁目南地区再開発準備組合 設立
令和5年	飯田橋駅周辺基盤整備方針 策定
令和6年	文京区都市マスターplan 見直し
令和7年	後楽二丁目地区まちづくり整備指針補足基準 策定
令和7年	飯田橋駅周辺基盤整備計画 策定

■ 関連計画

飯田橋駅周辺基盤整備計画（令和7年7月策定／飯田橋駅周辺基盤整備推進会議） ※東京都・文京区・千代田区・新宿区・JR東日本・東京メトロ・都交通局から構成

<歩行者デッキ第1区間 計画図> (「飯田橋駅周辺基盤整備計画」より)



- 「駅とまち」のつながりを強化
- 「まちの顔」となる、ゆとりとぎわいのある広場空間を創出
- 災害時にも安心できる避難・滞在できる環境を整備

行政・鉄道事業者
・周辺開発事業者が
連携して都市基盤施設
の段階的な整備を推進

歩行者デッキ(第1区間)の
整備を実現 (後楽二丁目
南地区等と連携)

凡例
■ 2つの区を結ぶ回遊動線の強化 (歩行者デッキ等の整備)
● 縦方向の動線
- 区境

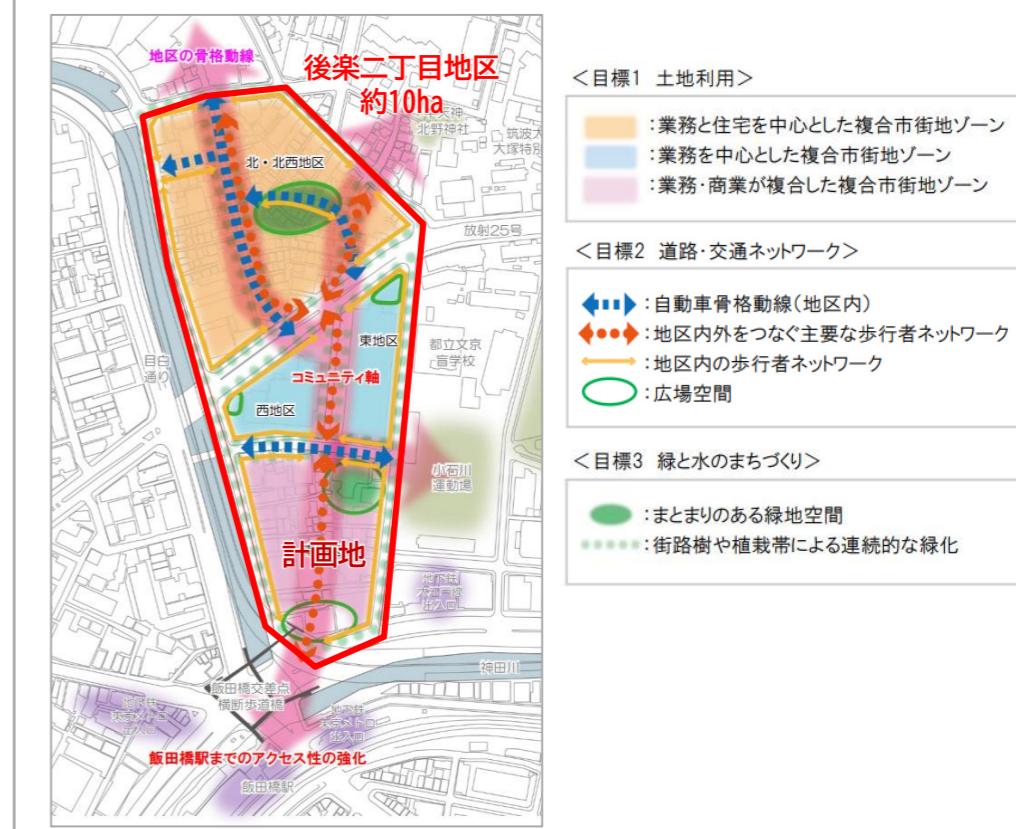
文京区都市マスターplan2024 (令和6年9月見直し／文京区)

- 「都市交流ゾーン」及び「都市拠点」に位置づけ
<飯田橋駅周辺地区の方針>
 - 「飯田橋駅周辺基盤整備方針」の実現
 - 業務・商業・住宅等の複合市街地を形成
 - 歩行者デッキの整備による飯田橋駅へのアクセス利便性の向上・バリアフリー化
 - 土地の高度利用や防災機能を担う広場の整備、業務・商業機能の誘導
 - 再開発やエリアマネジメントの取り組み等によりビジネスイノベーションの誘発



後楽二丁目地区まちづくり整備指針 (令和3年8月改定／文京区) ※補足基準を令和6年度に策定

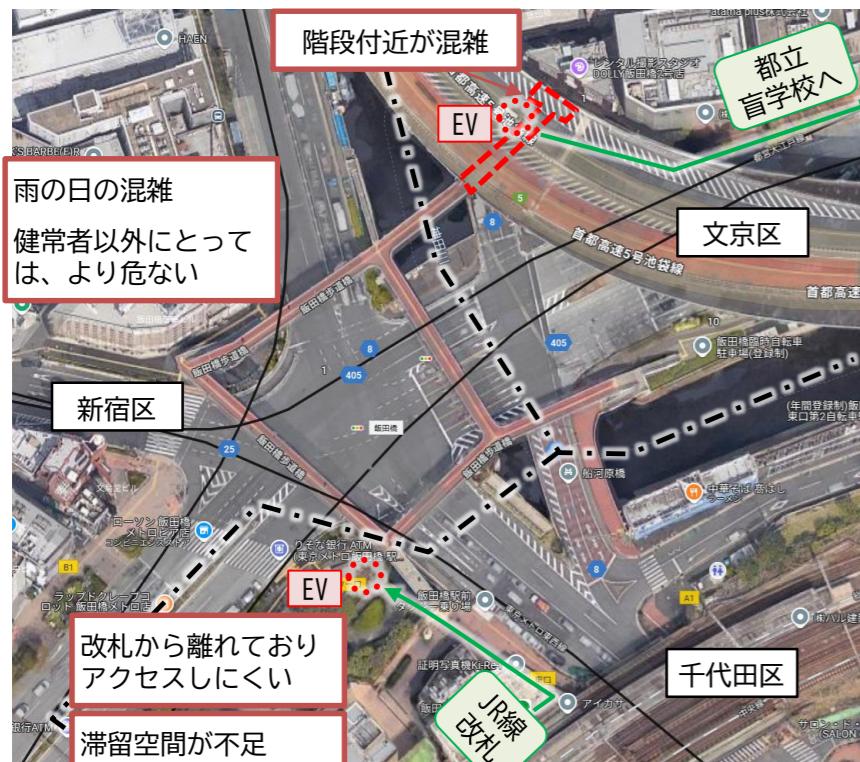
- 後楽二丁目地区 (約10ha) が一体となったまちづくりの推進



■ 地区の特徴・課題

基盤・歩行者ネットワーク

- 駅と文京区のまちをつなぐ歩行者空間の強化が必要
 - ・ 鉄道5線が乗り入れる拠点駅である。
 - ・ 飯田橋駅と3区のまちをつなぐ歩道橋は、通勤通学の時間帯には混雑しており、特に雨の日などはスムーズに歩きにくい状況がある。
 - ・ 今年4月にエレベーターの設置がされたが、近隣には都立文京盲学校があり、視覚障がいの方にとっても分かりやすく安全な歩行者動線の整備が求められる。
 - ・ JR飯田橋駅との接点となる部分では、縦方向の動線、駅前のまちの顔となる空間や、滞留空間整備が求められる。



国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院）をもとに作成

<飯田橋歩道橋の現況>



都市機能

- 老朽化建物・高経年マンション建替えが必要
 - ・ 狹隘な私道が多く、緊急車両の通行などに支障がある状況であり、老朽化した建物や高経年マンションが多数残っており、建替えが急がれる。

<狭隘な私道沿いの建物>



● 大学の集積・盲学校の立地

- ・ 地区周辺に大学が集積し大学発ベンチャーも盛ん
- ・ 近隣に都立文京盲学校が立地し、視覚障がい者にも配慮したユニバーサルまちづくりが求められる

<飯田橋周辺の大学集積：約50校>



住友不動産HPをもとに作成

みどり・広場

● 緑化の不足

- ・ 飯田橋駅周辺は緑被率が低く、地域の方が日常的に憩える広場も不足している

● 広場の整備・管理運営が必要

- ・ 計画地北側の道路空間を活用したイベント等、公共的空間のにぎわいづくりの取り組みが行われており、さらなる波及が期待される。

<計画地周辺の緑被率>



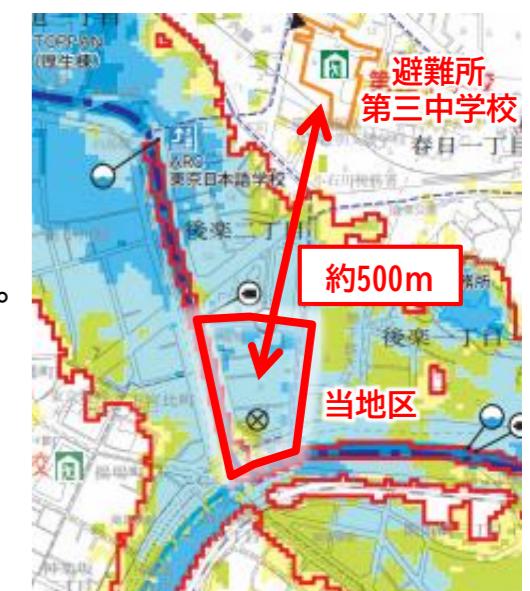
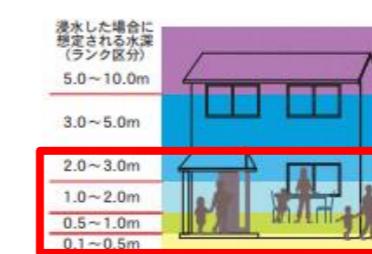
各区の緑被率区分をもとに作成



防災

● 水害リスクがあるが、災害時に逃げ込める場所が不足

- ・ 計画地は低地に位置し、水害・洪水・高潮時に浸水が想定されるが、高台の避難所まで距離があり、水害時に逃げ込める場所が不足している。



文京区水害ハザードマップ【神田川及び荒川】（令和6年3月版）をもとに作成

後楽二丁目南地区のまちづくりについて

※計画内容は、今後の詳細検討及び関係機関協議により変更となる場合があります。

■ 計画諸元

計画地の所在地	後楽二丁目1番～3番
地域地区	商業地域（指定容積率：500%、指定建蔽率80%）、防火地域、高度地区60m（※運用基準に基づき廃止予定）
区域面積	地区計画（再開発等促進区）区域：約6.6ha 再開発事業区域：約2.6ha
事業手法	第一種市街地再開発事業（組合施行）
都市計画手法	再開発等促進区を定める地区計画 (後楽二丁目地区地区計画を拡大変更)
敷地面積	約20,029m ²
計画容積率	1,150%
延床面積	約279,000m ²
最高高さ	約170m
階数	地上34階、地下1階
主要用途	事務所、住宅、店舗など
住宅戸数	約250戸

■ 配置イメージ



※計画地内には歩行者デッキレベルを表示

■ まちづくりの方針

1. 駅とまちを安全かつ円滑につなぐ、歩行者ネットワークを整備

- ・飯田橋駅と計画地をつなぐ区間の、安全でスムーズに通行できる歩行者空間を創出します。
- ・敷地内には、地区の南北をつなぐバリアフリーの動線を整備します。
- ・道路沿いの歩行者空間は、段差処理や植栽等により、安全快適に歩行できる空間とします。

2. エリアのにぎわいを強化する、地域に開かれた広場を形成

- ・駅周辺に不足しているみどり豊かで地域に開かれた広場を、歩行者動線に沿って整備します。
- ・広場でのにぎわいづくりなど、平時からまちの魅力を育て、地域と連携する取り組みを進め、災害時にもスムーズに連携、対応することを目指します。

3. 業務・商業・住宅等の集積により活力とにぎわいを創出する複合市街地を形成

- ・高い交通利便性や、良好な住宅地との結節点に位置するポテンシャルを活かし、業務・商業・住宅が集積した複合市街地を形成します。
- ・また、地区周辺の大学等と連携した、ベンチャー支援拠点を整備します。

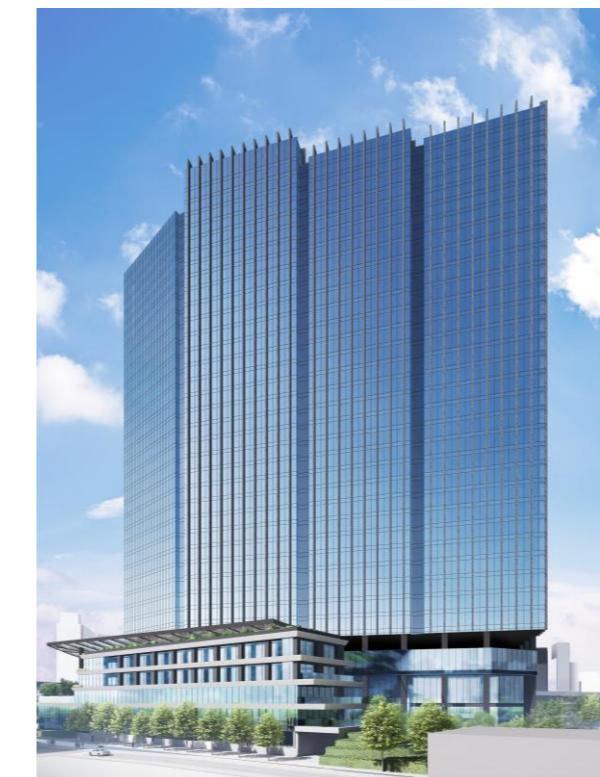
4. 水害等にも対応した地域防災力の強化及び脱炭素社会に向けた環境負荷低減を推進

- ・災害時に帰宅困難者の受け入れが可能な一時滞在施設を整備し、一時滞在施設は、水害時にも地域住民が垂直避難できるよう、デッキレベルに確保します。
- ・建物の省エネルギー化・エネルギー・マネジメントの取組による環境負荷低減を実施

■ イメージパース

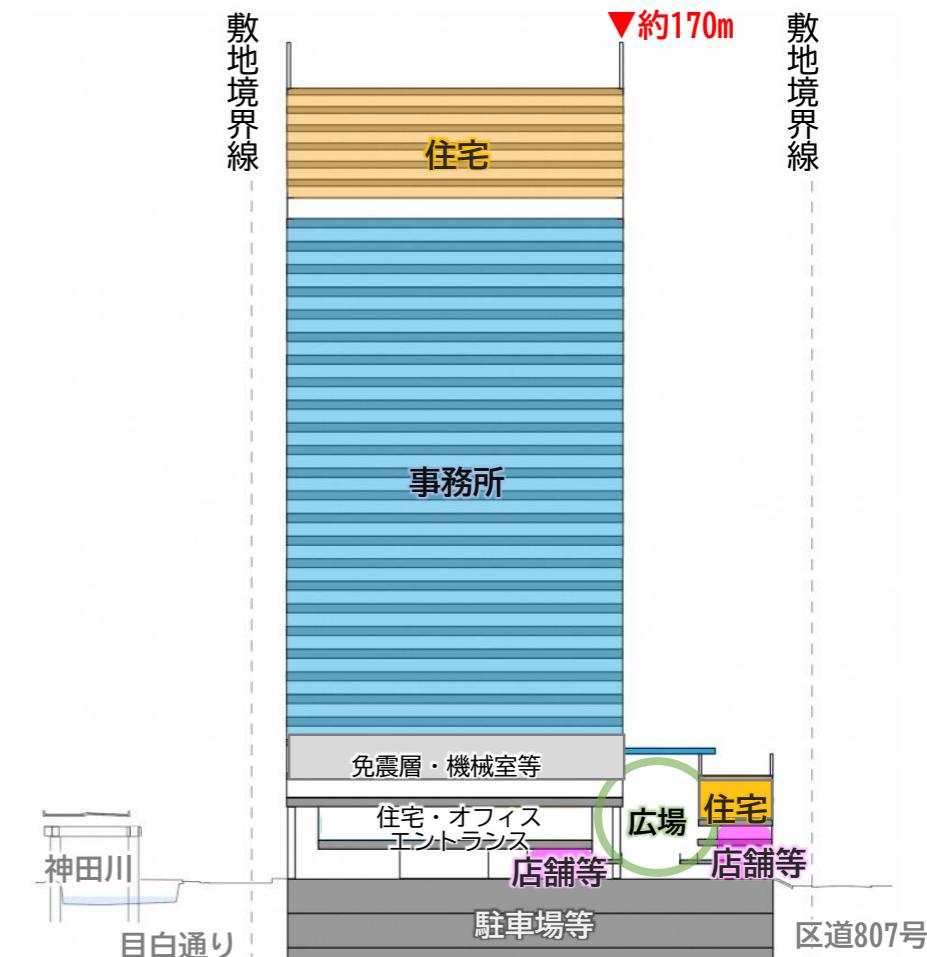


南西から計画地を望む



北東から計画地を望む

■ 断面イメージ



※東西方向の断面イメージ

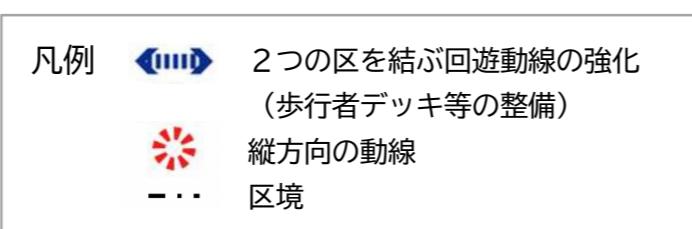
■ まちづくりの方針

1. 駅とまちを安全かつ円滑につなぐ、歩行者ネットワークを整備

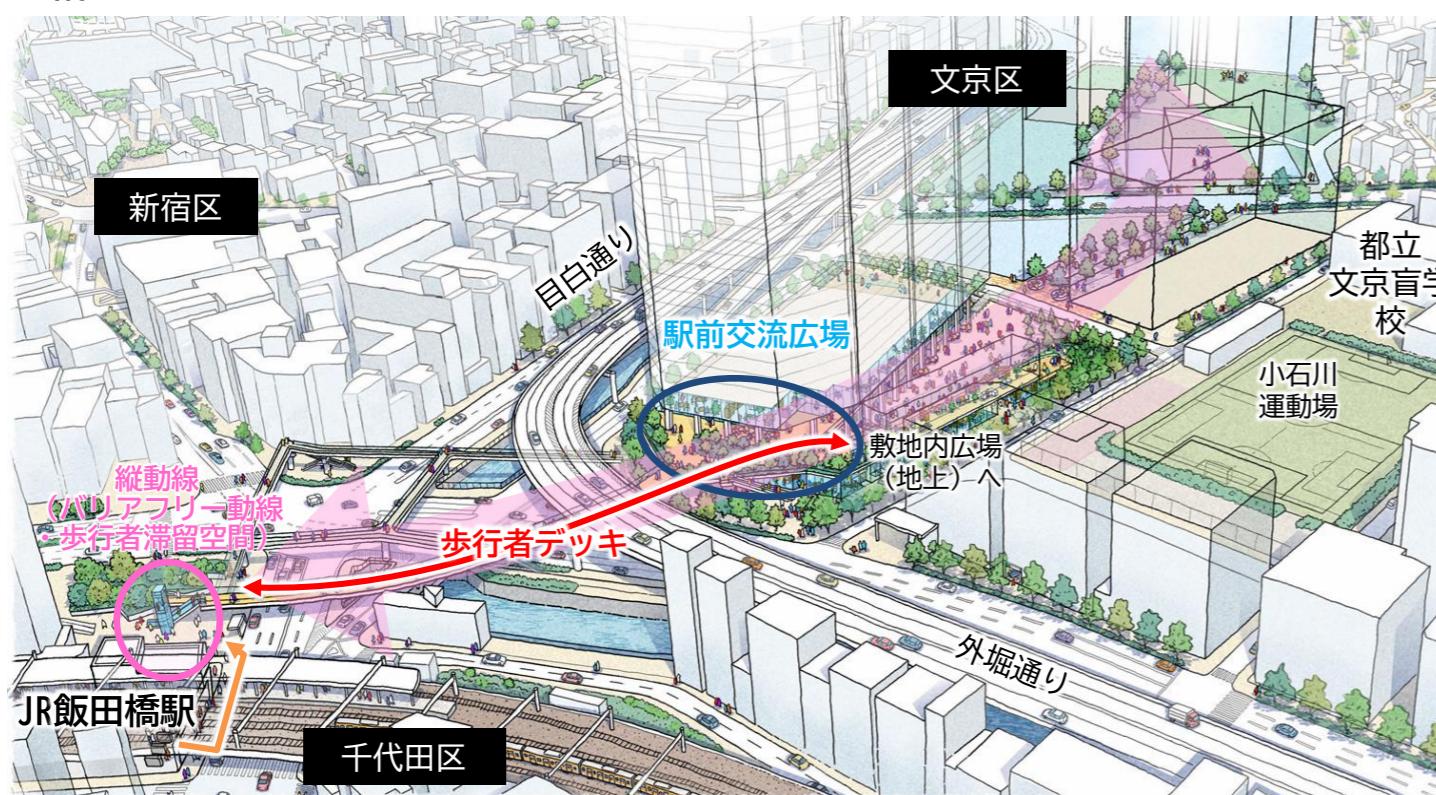
● 飯田橋駅と文京区を結ぶ歩行者空間の強化

- 本地区では、飯田橋駅周辺基盤整備計画（飯田橋駅周辺基盤整備推進会議／令和7年7月）に基づき、第1期区間となる以下の整備に貢献する。
 - 駅との接点となる歩行者デッキレベルと地上レベルを接続する縦動線（バリアフリー動線・歩行者滞留空間）
 - 計画地内を活用し、駅からの歩行者を受け止め、縦動線を備えた駅前交流広場
 - これらを接続する歩行者デッキ（第1期区間：文京区～JR飯田橋駅周辺）

<飯田橋駅周辺基盤整備計画（令和7年7月／飯田橋駅周辺基盤整備推進会議）>



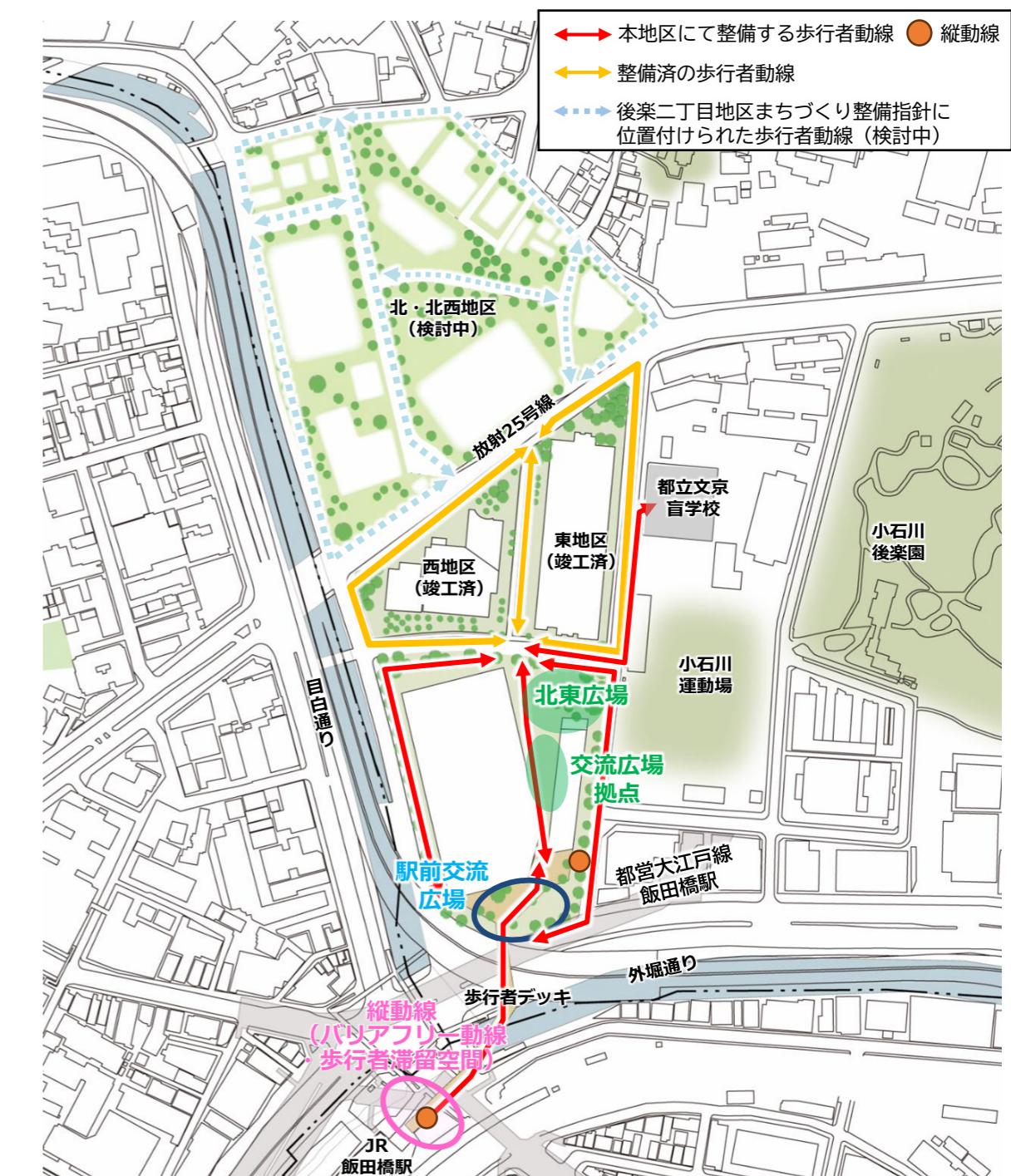
<整備イメージ>



● 駅から周辺市街地をつなぐバリアフリー動線・歩行者ネットワーク

- 後楽二丁目地区まちづくり整備指針（文京区／令和3年8月改定）を踏まえ、敷地内には、歩行者デッキと地上を結ぶバリアフリーの動線を整備し、周辺のまちへスマーズにアクセスできる歩行者ネットワークを整備する。

<歩行者ネットワーク図>



■ まちづくりの方針

2. エリアのにぎわいを強化する、地域に開かれた広場を形成

● みどりのネットワーク形成

- 駅前空間と後背地に向けた立体的なみどりの景を創出し、小石川後楽園等の周辺のみどりの資源からの波及を感じさせるみどりのネットワークを創出する。
- 飯田橋駅と小石川後楽園をつなぐ緑のネットワーク軸を形成する中で、植生に配慮した植栽計画とする。



● 歩行者ネットワークに沿った3つの広場の創出

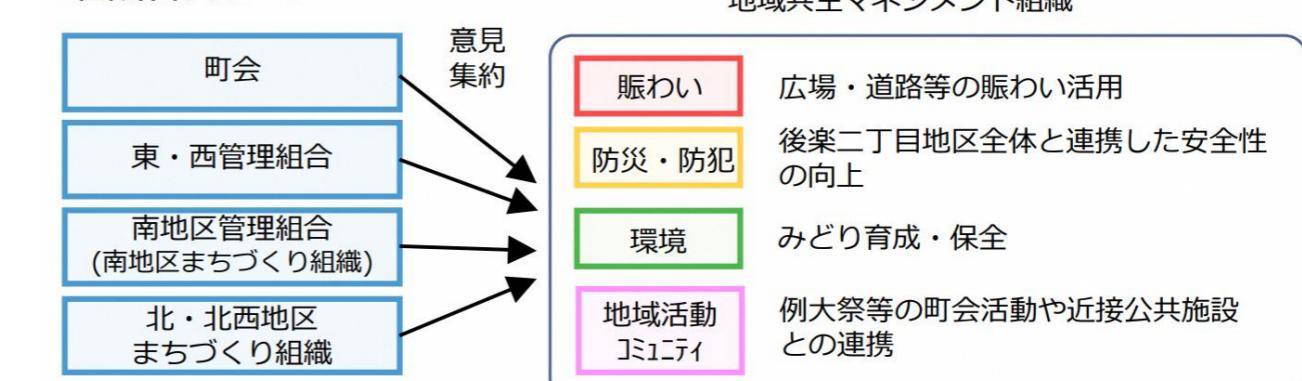
- 歩行者ネットワーク沿いに、駅周辺に不足しているみどり豊かで地域に開かれた広場を整備する。
- それぞれ性格の異なる広場として設え、多様なアクティビティが生まれる空間を創出する。



● エリアのにぎわいづくりの取り組み

- 平時からまちの魅力を育て、地域と連携する取り組みを進め、災害時にもスムーズに連携、対応することを目指す。

<組織体制イメージ>

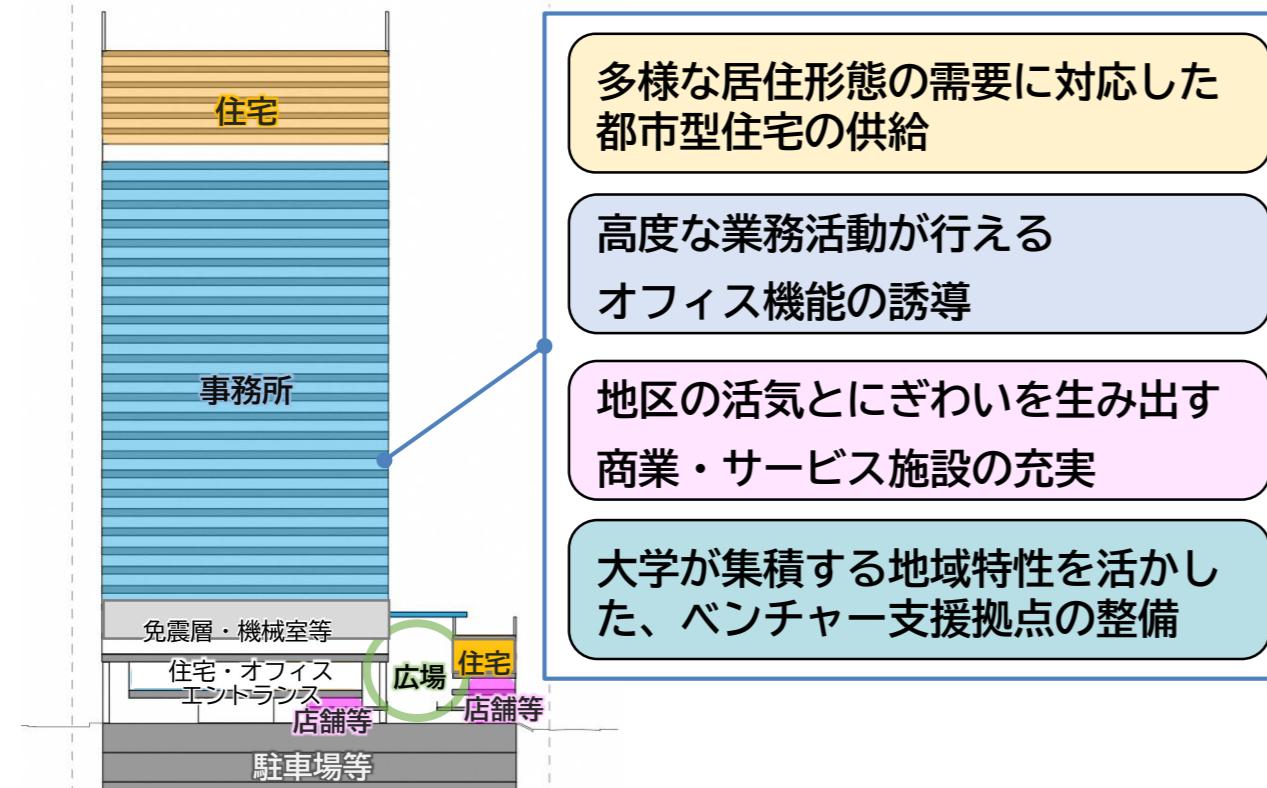


後楽二丁目地区まちづくり整備指針補足基準より

■ まちづくりの方針

3. 業務・商業・住宅等の集積により活力とにぎわいを創出する複合市街地を形成

- 飯田橋拠点にふさわしい、業務・商業・住宅が集積した複合市街地を形成
 - ・ 高経年マンション建替えの受け皿として、多様な働き方・ライフスタイルを支える都市型住宅を整備する。
 - ・ 地区周辺の大学発ベンチャーキャピタル及び文京区と連携した、ベンチャー支援拠点を整備する。



<暫定施設「GROWTH文京飯田橋」（令和6年3月～）の取り組み>



文京区 創業支援事業との連携
(R6.6 連携協定)



大学系ベンチャーキャピタルとの連携

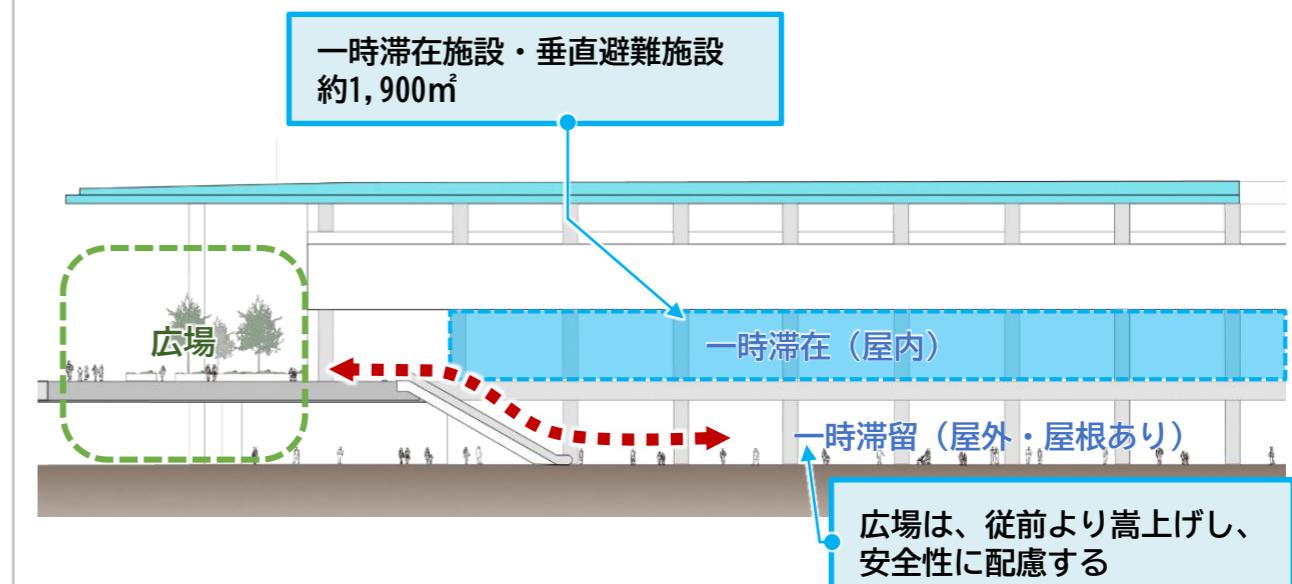


東京都スタートアップ戦略推進本部令和4年進捗・成果報告C:環境改善・資源循環
「住友不動産NEWSRelease2024年6月3日」住友不動産HP https://www.sumitomo-rd.co.jp/uploads/20240603_release_growthbunkyoiidabashi_open.pdf
(最終閲覧日2025年8月8日)
「文京共創フィールドプロジェクト」文京区<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b001/p005974/index.html> (最終閲覧日2025年8月8日)

4. 水害等にも対応した地域防災力の強化及び脱炭素社会に向けた環境負荷低減を推進

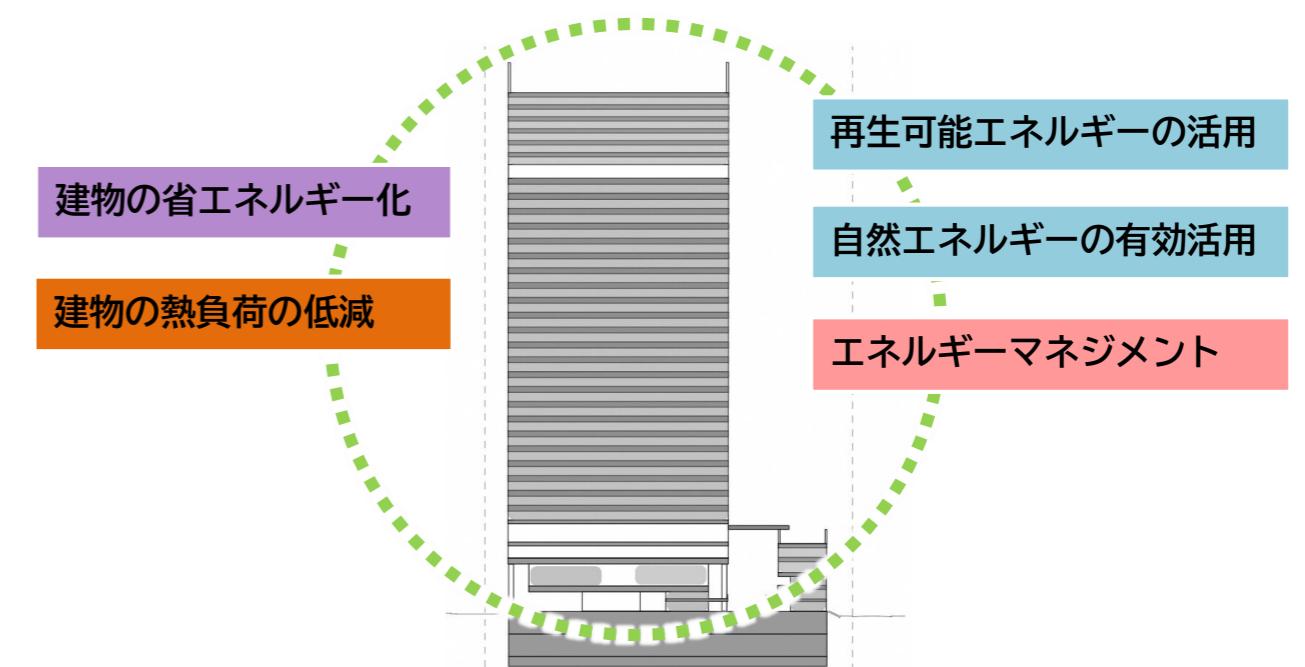
- 水害にも対応した地域防災力強化の取り組み

- ・ 災害時に帰宅困難者の受け入れが可能な一時滞在施設を整備し、一時滞在施設は、水害時にも地域住民が垂直避難できるよう、デッキレベルに確保



- 脱炭素社会に向けた環境負荷低減の推進

- ・ 建物の省エネルギー化・熱負荷の低減のほか、電気の再エネ化、エネルギー・マネジメントなどに高い水準で取組む。



後楽二丁目南地区のまちづくりについて

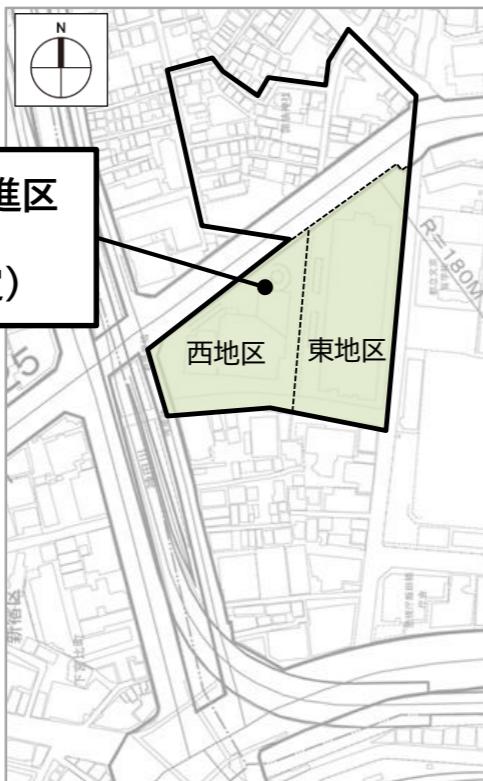
■ 地区計画の変更（東京都決定）について

後楽二丁目地区地区計画の変更概要

● 地区計画の区域

«変更前»

地区計画・再開発等促進区
の区域（約4.0ha）
(平成4年都市計画決定)



«変更後»

地区計画・再開発等促進区
の区域拡大（約2.6haの区域を拡大）



■ 地区整備計画
策定済の区域

■ 地区整備計画
を策定する区域

赤字：変更又は追加箇所の主な部分

● 地区計画の目標

地区計画の目標

- (1) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、本地区を含む飯田橋地域は「交通結節機能の強化、高経年マンションや業務ビルの建替え、公共施設の整備と合わせ、高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とぎわいの拠点を形成」することが示されており、「都市再開発の方針」においては、「再開発促進地区」に指定されている。また、「文京区都市マスタープラン2024」において、「土地の高度利用・有効利用による、商業・業務機能や地域特性に応じた都市機能の集積、にぎわいや交流を生む空間の創出、駅とまちとのつながりを高める施設の整備を誘導する」「都市拠点」に位置付けられ、「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」では、「飯田橋駅に近接した文京区の南西の玄関口としての立地特性を生かした、活力と賑わいのある、安全で快適な複合市街地の形成」が基本方針とされているとともに、「飯田橋駅周辺基盤整備計画」において、「駅とまち」のつながりを強化する「歩行者デッキ等」及び「縦動線」の整備を実施することが示されている。これらの上位計画に整合した土地の高度利用を図るとともに、駅と周辺市街地をつなぐバリアフリーの歩行者ネットワークの整備、文京区の玄関口としてふさわしい広場や周辺地区と連続したうるおいのある緑地空間の確保、地域防災力の強化、環境負荷低減などに取り組み、都市拠点として魅力ある複合市街地を形成する。
- (2) 都市計画道路放射25号線の整備により当地区は幅員30mの幹線道路に接することとなるので、開発ポテンシャルの向上や飯田橋駅周辺等の都市機能の更新にあわせた土地の高度利用を図る。
- (3) 地区内道路網の再整備、オープンスペースの創出や木造密集地の更新、高経年マンションの再生など、都市防災機能の向上を図り、地区の再開発を推進する。
- (4) 業務機能を中心として住宅・商業施設等を複合的に導入し、積極的な土地の高度利用と質の高い都市空間の形成を図るとともに、周辺環境及びまちなみとの調和に配慮し、地盤面から一定レベル以上に都市型住宅とオープンスペース等地域アメニティ施設とをまとめて立体的に誘導し、良好な定住環境の整備を行う。

後楽二丁目南地区のまちづくりについて

■ 地区計画の変更（東京都決定）について

後楽二丁目地区地区計画の変更概要

赤字：変更又は追加箇所の主な部分

● 区域の整備・開発及び保全に関する方針（公共施設等の整備の方針）

- (1) 地区周辺サービス道路の整備
広域幹線道路である放射25号線、放射7号線及び環状2号線とのネットワークを形成し、地区へのサービス交通を円滑に処理する区画道路を整備する。
- (2) コミュニティ道路の整備
地区周辺の商業施設やまちなみとの調和を図り、地域コミュニティを重視した歩車共存の区画道路を整備する。
- (3) オープンスペース等の整備
地区住民のコミュニティの拠り所である諏訪神社を中心として、緑地空間を集約整備する。

建物の壁面線の後退による歩道状空地の創出とともに、低層部にコンコース、ピロティ等の開放的なオープンスペースと一体となった歩行者空間を整備する。街区の角にはポケットパーク等の小広場を整備する。

飯田橋駅周辺の交通結節機能等の更なる強化のため、「飯田橋駅周辺基盤整備計画」で示された飯田橋駅からつながる歩行者デッキや歩行者デッキと地上を結ぶ縦動線などを整備するとともに、地区の南北をつなぐ歩行者通路の整備、無電柱化とあわせた都市計画道路や区画道路と一体となったゆとりある歩行者空間の確保など、地区内外の円滑なバリアフリーの歩行者ネットワークを創出する。

駅前の顔となる広場をデッキレベルに整備するとともに、にぎわい、交流を生む空間や緑化等によるうるおいを創出する広場を地上レベルの歩行者動線に沿って整備する。

● 区域の整備・開発及び保全に関する方針（建築物用の整備の方針）

- (1) 文京区の起伏のある地形を生かし、地区周辺のまちなみとの調和及び小石川後楽園からの景観に配慮した建築計画とする。
- (2) 立体的な用途誘導により、住宅と業務機能等との区分を明確にし、良好な定住環境を備えた住宅計画とする。
- (3) 住宅と一体となったオープンスペースである住環境整備誘導面を整備し、居住者が日常的に利用できるまとまったオープンスペースを立体的に創出する。
- (4) 壁面線後退による歩道と一体となった歩行者空間の整備とともに、建築物の低層部にコンコース、ピロティ等を配置し、変化のある一体的な歩行者空間を創出する。
- (5) 地域防災力の強化に向け、災害時に帰宅困難者の受け入れが可能な一時滞在施設等を整備するとともに、一時滞在施設は、水害時にも垂直避難できるよう想定浸水深以上の位置に確保する。

整備の方針の
公共施設等

建築物等
方針の
整備の方針

● 土地利用に関する基本方針

- 業務機能を中心として、都市型住宅、商業サービス機能、産業機能等を備えた複合的な市街地を形成するため、以下のように土地利用の方針を定める。
- (1) 細分化された敷地を集約して、街区の統合を促進する。
- (2) 高経年マンションを含めた共同化を推進するとともに、多様な居住形態の需要に対応するため、オープンスペース等の地域アメニティ施設と一体となった、まとまった都市型住宅の供給を図る。
- (3) 古くからの地域産業機能である印刷製本業等の集約化と土地利用の高度化を図る。
- (4) 地区の活気とにぎわいを生み出す商業・サービス施設を充実する。
- (5) 高度な業務活動が行えるオフィス機能を誘導する。
- (6) 各地区の任意組織同士の情報連携、官民連携による地域一体の防災体制及びエリアマネジメント体制を構築する。

土地
基本
利用
方針
に関する
土地
基本
利用
方針

後楽二丁目南地区のまちづくりについて

■ 地区計画の変更（東京都決定）について

後楽二丁目地区地区計画の変更概要

● 主要な公共施設

赤字：変更又は追加箇所の主な部分

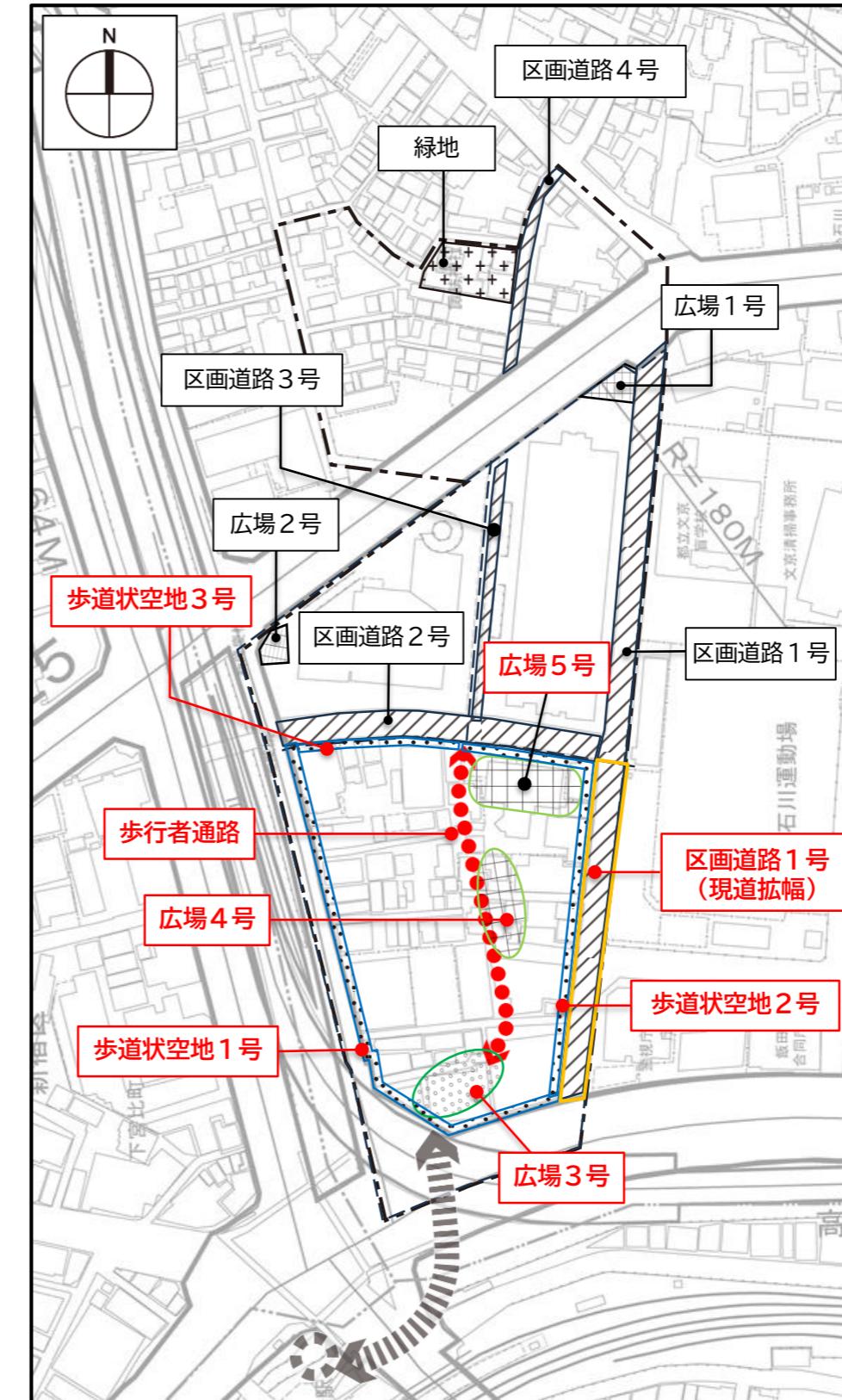
種類	名称	面積及び幅員	延長
道路	区画道路1号	12m	約345m
	区画道路2号	12m	約160m
	区画道路3号	8m	約120m
	区画道路4号	8m	約100m
その他の公共空地	緑地	約1,000m ²	—
	広場3号	約1,000m ²	—
	歩行者通路	6m	約135m

● 地区施設

種類	名称	面積及び幅員	延長
その他の公共空地	広場1号	約300m ²	—
	広場2号	約200m ²	—
	広場4号	約1,000m ²	—
	広場5号	約1,500m ²	—
	歩道状空地1号	4m	約255m
	歩道状空地2号	4m	約220m
	歩道状空地3号	4m	約65m

● 主要な公共施設及び地区施設の位置

赤枠：今回変更・追加する箇所



凡 例

	地区計画の区域及び再開発等促進区の区域
	地区整備計画の区域
<主要な公共施設>	
	区画道路
	広場
	歩道状空地
	緑地
<地区施設>	
	広場
	歩道状空地
(参考)「飯田橋駅周辺基盤整備計画」より引用	
	歩行者デッキ等
	縦動線

後楽二丁目南地区のまちづくりについて

■ 地区計画の変更（東京都決定）について

後楽二丁目地区地区計画の変更概要

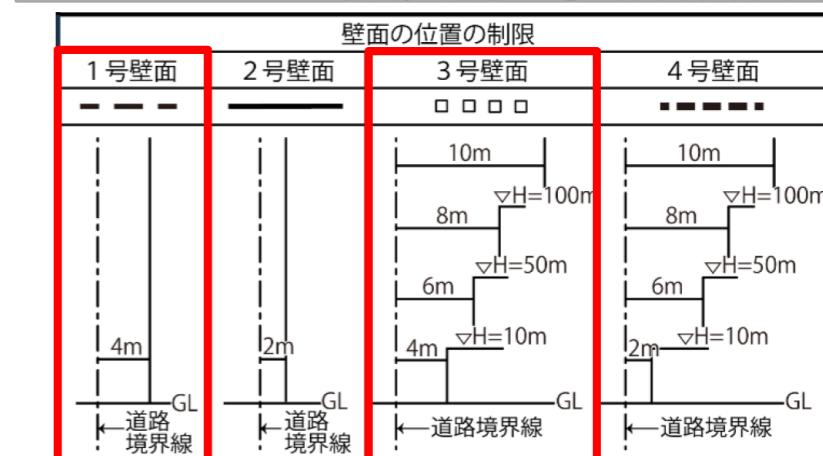
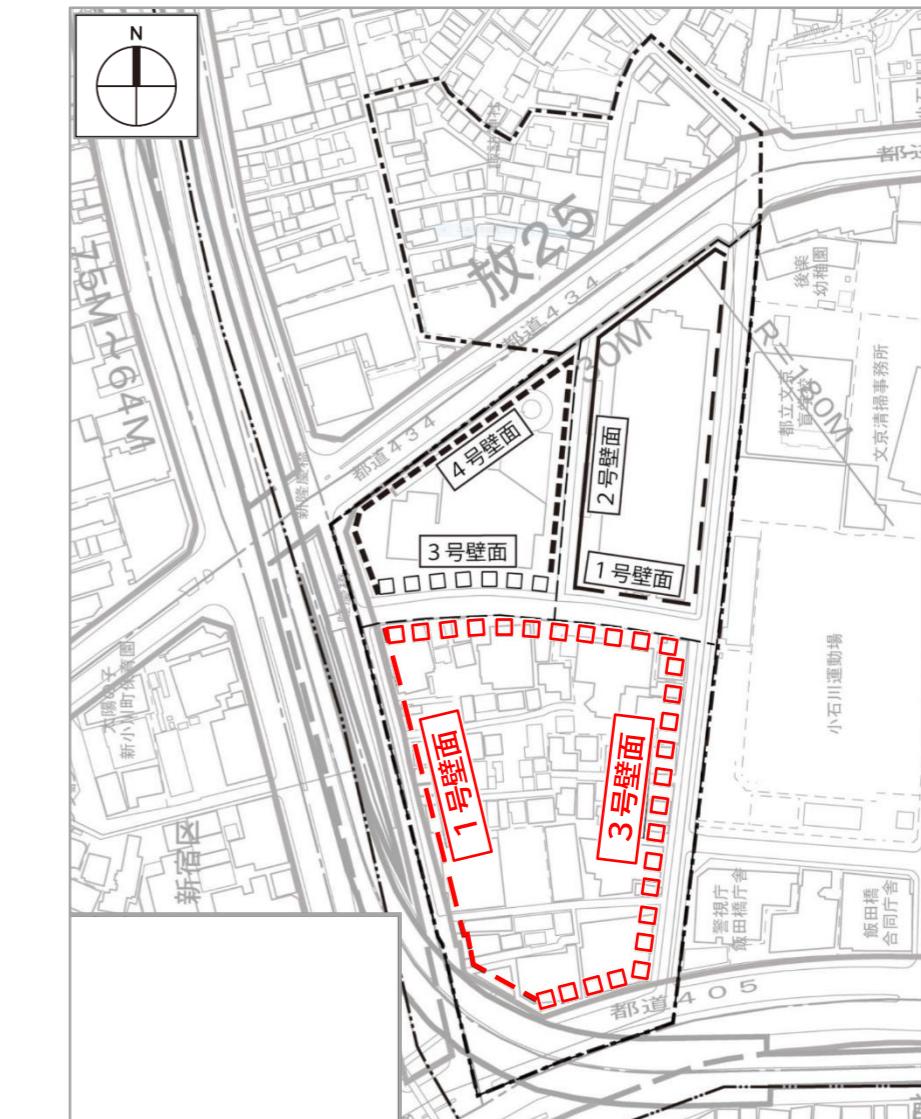
● 地区整備計画（建築物等に関する事項）

全て追加する内容

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	後楽二丁目南地区
	面積	約2.6ha	
	建築物等の用途の制限	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項各号までの一に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。	
	建築物の容積率の最高限度	10分の115 ただし、10分の20相当以上を「飯田橋駅周辺基盤整備計画」で示された飯田橋駅周辺の交通結節機能等の更なる強化のための整備に寄与するものとし、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の2.3以上としなければならない。	
	建築物の容積率の最低限度	10分の30 ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。	
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の8	
	建築物の敷地面積の最低限度	500m ² ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。	
	建築物の建築面積の最低限度	200m ² ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。	
	壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、以下のものについてはこの限りではない。 1 円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エレベーター、エスカレーター及びこれらに設置される屋根、ひさし、柱その他これらに類するもの 2 歩行者の安全性や快適性を確保するために設けるひさしその他これらに類するもの 3 公益上必要なもので、交通上、安全上、衛生上その他周辺の環境を害するおそれのないもの	
	工作物設置の制限	壁面の位置の制限として定められた壁面後退区域においては、通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。 ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。 1 歩行者の安全性や快適性を確保するために設ける塀、柵、案内板その他これらに類するもの 2 区域の環境向上に貢献する施設で、パーゴラ、あずまや、花壇、植栽帯、ベンチ等その他これらに類するもの	
	建築物の高さの最高限度	170m	

● 地区整備計画（壁面の位置の制限）

赤枠：今回変更・追加する箇所



後楽二丁目南地区のまちづくりについて

■ 第一種市街地再開発事業の決定（文京区決定）について

後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業の決定概要

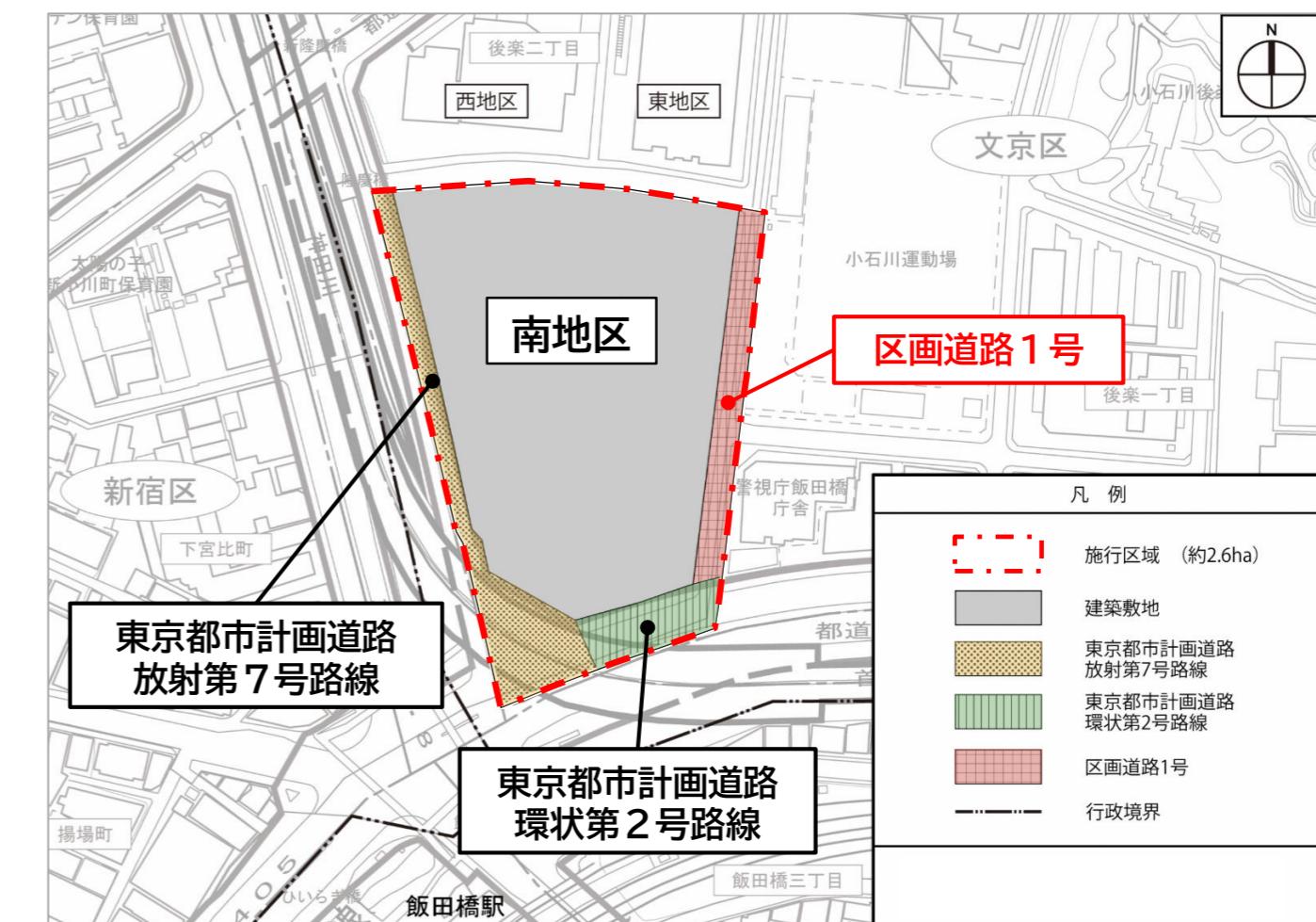
● 第一種市街地再開発事業の区域



● 公共施設の配置及び規模

公共施設の配置及び規模	道路	種別	名称	規模	備考
		幹線道路	放射第7号線	別に都市計画において定めるとおり。	
	区画道路	区画道路1号	幅員12m 延長約155m	拡幅	

● 公共施設の配置



後楽二丁目南地区のまちづくりについて

■ 第一種市街地再開発事業の決定（文京区決定）について

後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業の決定概要

● 建築物の整備

建築物の整備	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの 限度	備 考
	約14,100 m ²	約279,000m ³ (約230,330m ³)	事務所、 住宅、 店舗、 駐車場等	高層部 : 170m 低層部 : 50m	建築物の高さの最 高限度に係る高さ の算定においては、 建築基準法施行令 第2条第1項第6 号に定める高さと する。

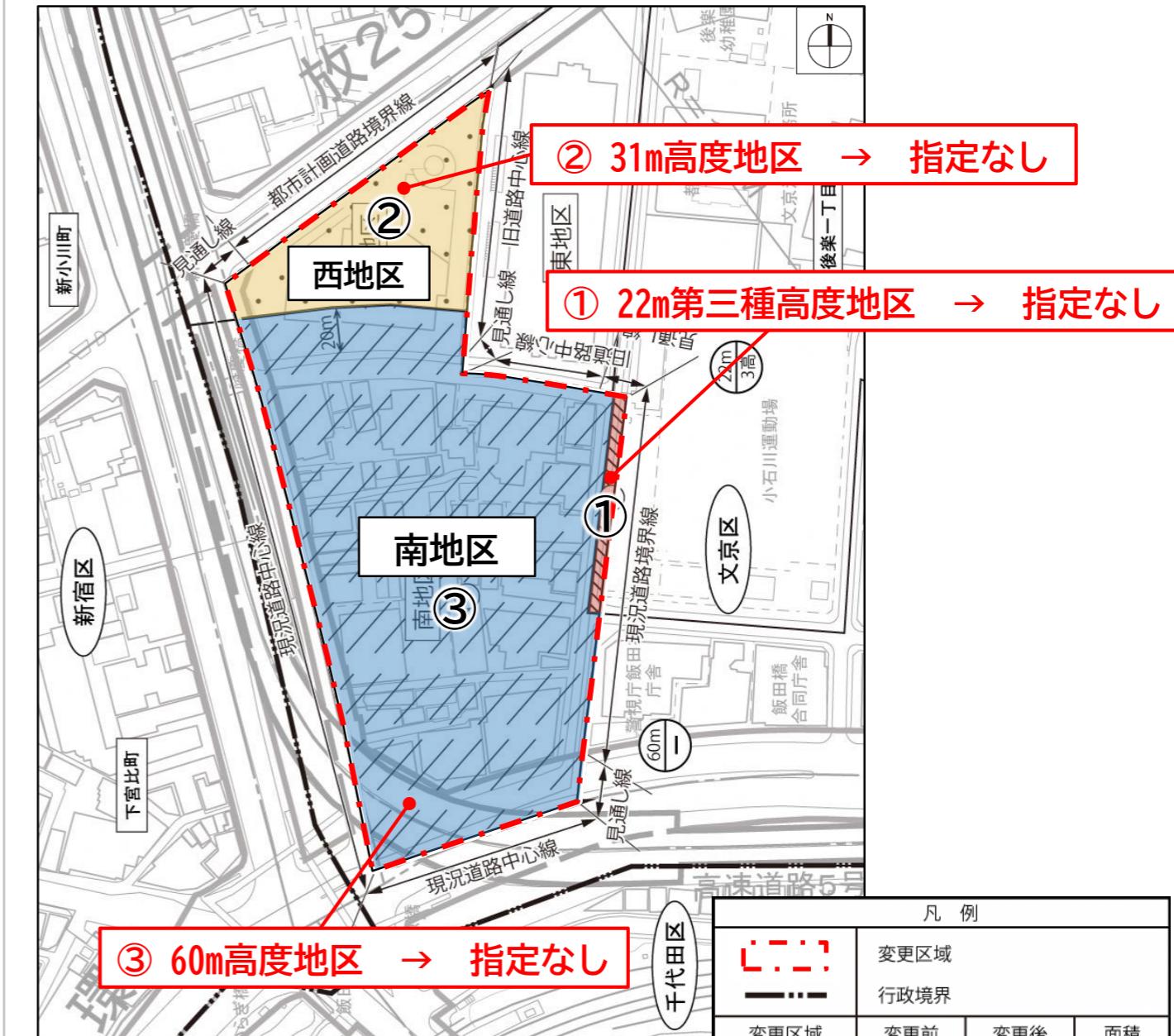
● 建築敷地の整備

建築敷地 の整備	建築敷地 面積	整 備 計 画
	約20,000m ²	<ul style="list-style-type: none"> 飯田橋駅までのアクセス性を強化し、地区全体に対して南北の軸となる歩行者動線を整備する。 広場3号（面積約1,000 m²）、広場4号（面積約1,000m²）及び広場5号（面積約1,500 m²）を整備し、歩行者の滞留空間を確保する。 小石川後楽園などの景観資源に近接する立地特性に配慮し、高層部は区画道路1号から十分な後退距離を確保する。

■ 高度地区の変更（文京区決定）について

高度地区の変更概要

● 建築物の整備



凡 例			
■	●	△	●
行政境界	変更区域		
●	●	△	●
変更区域	変更前	変更後	面積
①	22m第3種 高度地区 (22m 3高)	なし (なし)	約0.1ha
②	31m高度地区 (31m —)	なし (なし)	約0.6ha
③	60m高度地区 (60m —)	なし (なし)	約2.9ha

意 見 書 の 要 旨

別紙2

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定及び東京都市計画高度地区の変更に係る都市計画の案を令和7年12月1日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により、1通（1名）の意見書の提出がありました。その意見書の要旨は次のとおりです。

名 称	意 見 書 の 要 旨	文 京 区 の 見 解
東京都市計画 第一種市街地 再開発事業	<p>(1) 後楽二丁目地区に係る都市計画案の説明会に関する意見書 資料4（スライドNo.11）周辺環境への影響〔風環境評価結果〕について 何時ごろ、どのようにして（測定方法）、どの機関が風力の測定をしたのかお記し願いたい。現気候変動に沿った測定をしているのか疑問である。</p> <p>理由 西地区の再開発時も同じような図面を見せられ、然程心配しなくてよいとのディベロッパーからの説明があった。が、後楽二丁目6-1に建設された高層ビル一階のまいばすけっと前から住居入り口辺り（正面玄関前）の風がある時の風速は凄まじいものがあり、80代の高齢者が何人も風に煽られ転倒している。近年の気候変動による突風と同等の風が吹き抜ける時があると思われ、危険極まりない時がある。</p> <p>今回の南地区再開発では、極力歩行者が風力の悪影響を受けないような研究を重ね、広場など穏やかに通行出来るような設計に努めて欲しい。</p>	<p>(1) 再開発準備組合は、都の環境影響評価条例に基づき、今回の開発に伴う風環境等について、風洞実験を用いた調査、予測を実施しており、植栽等による防風対策を講じることなどにより、住宅地相当及び低中層市街地相当の風環境を確保するなど、周辺市街地への影響に配慮した計画としています。</p> <p>なお、同条例では、事後調査を実施するよう定められているため、再開発準備組合は、風環境について工事の完了後に事後調査を行い、測定結果等を踏まえ、必要な対応を行うこととしています。</p>
東京都市計画 高度地区		

（1）東京都市計画地区計画
後楽二丁目地区地区計画の変更
(東京都決定)について

【後楽二丁目地区地区計画】

東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）（案）

都市計画後楽二丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	後楽二丁目地区地区計画
位 置	文京区後楽一丁目、後楽二丁目及び春日一丁目各地内
面 積	約6. 6 h a
地区計画の目標	<p>(1) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、本地区を含む飯田橋地域は「交通結節機能の強化、高経年マンションや業務ビルの建替え、公共施設の整備と合わせ、高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とぎわいの拠点を形成」することが示されており、「都市再開発の方針」においては、「再開発促進地区」に指定されている。また、「文京区都市マスタープラン2024」において、「土地の高度利用・有効利用による、商業・業務機能や地域特性に応じた都市機能の集積、にぎわいや交流を生む空間の創出、駅とまちとのつながりを高める施設の整備を誘導する」「都市拠点」に位置付けられ、「後楽二丁目地区まちづくり整備指針」では、「飯田橋駅に近接した文京区の南西の玄関口としての立地特性を生かした、活力と賑わいのある、安全で快適な複合市街地の形成」が基本方針とされているとともに、「飯田橋駅周辺基盤整備計画」において、「駅とまち」のつながりを強化する「歩行者デッキ等」及び「縦動線」の整備を実施することが示されている。これらの上位計画に整合した土地の高度利用を図るとともに、駅と周辺市街地をつなぐバリアフリーの歩行者ネットワークの整備、文京区の玄関口としてふさわしい広場や周辺地区と連続したうるおいのある緑地空間の確保、地域防災力の強化、環境負荷低減などに取り組み、都市拠点として魅力ある複合市街地を形成する。</p> <p>(2) 都市計画道路放射25号線の整備により当地区は幅員30mの幹線道路に接することとなるので、開発ポテンシャルの向上や飯田橋駅周辺等の都市機能の更新にあわせた土地の高度利用を図る。</p> <p>(3) 地区内道路網の再整備、オープンスペースの創出や木造密集地の更新、高経年マンションの再生など、都市防災機能の向上を図り、地区の再開発を推進する。</p> <p>(4) 業務機能を中心として住宅・商業施設等を複合的に導入し、積極的な土地の高度利用と質の高い都市空間の形成を図るとともに、周辺環境及びまちなみとの調和に配慮し、地盤面から一定レベル以上に都市型住宅とオープンスペース等地域アメニティ施設とをまとめて立体的に誘導し、良好な定住環境の整備を行う。</p>

区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>(1) 地区周辺サービス道路の整備</p> <p>広域幹線道路である放射25号線、放射7号線及び環状2号線とのネットワークを形成し、地区へのサービス交通を円滑に処理する区画道路を整備する。</p> <p>(2) コミュニティ道路の整備</p> <p>地区周辺の商業施設やまちなみとの調和を図り、地域コミュニティを重視した歩車共存の区画道路を整備する。</p> <p>(3) オープンスペース等の整備</p> <p>地区住民のコミュニティの拠り所である諏訪神社を中心として、緑地空間を集約整備する。</p> <p>建物の壁面線の後退による歩道状空地の創出とともに、低層部にコンコース、ピロティ等の開放的なオープンスペースと一体となった歩行者空間を整備する。街区の角にはポケットパーク等の小広場を整備する。</p> <p>飯田橋駅周辺の交通結節機能等の更なる強化のため、「飯田橋駅周辺基盤整備計画」で示された飯田橋駅からつながる歩行者デッキや歩行者デッキと地上を結ぶ縦動線などを整備するとともに、地区の南北をつなぐ歩行者通路の整備、無電柱化とあわせた都市計画道路や区画道路と一体となったゆとりある歩行者空間の確保など、地区内外の円滑なバリアフリーの歩行者ネットワークを創出する。</p> <p>駅前の顔となる広場をデッキレベルに整備するとともに、にぎわい、交流を生む空間や緑化等によるうるおいを創出する広場を地上レベルの歩行者動線に沿って整備する。</p>
	<p>(1) 文京区の起伏のある地形を生かし、地区周辺のまちなみとの調和及び小石川後楽園からの景観に配慮した建築計画とする。</p> <p>(2) 立体的な用途誘導により、住宅と業務機能等との区分を明確にし、良好な定住環境を備えた住宅計画とする。</p> <p>(3) 住宅と一体となったオープンスペースである住環境整備誘導面を整備し、居住者が日常的に利用できるまとまったオープンスペースを立体的に創出する。</p> <p>(4) 壁面線後退による歩道と一体となった歩行者空間の整備とともに、建築物の低層部にコンコース、ピロティ等を配置し、変化のある一体的な歩行者空間を創出する。</p> <p>(5) 地域防災力の強化に向け、災害時に帰宅困難者の受入れが可能な一時滞在施設等を整備するとともに、一時滞在施設は、水害時にも垂直避難できるよう想定浸水深以上の位置に確保する。</p>

再開発等促進区	面 積	約6. 6 h a				
	土地利用に関する 基本方針	<p>業務機能を中心として、都市型住宅、商業サービス機能、産業機能等を備えた複合的な市街地を形成するため、以下のように土地利用の方針を定める。</p> <p>(1) 細分化された敷地を集約して、街区の統合を促進する。</p> <p>(2) 高経年マンションを含めた共同化を推進するとともに、多様な居住形態の需要に対応するため、オープンスペース等の地域アメニティ施設と一体となった、まとまった都市型住宅の供給を図る。</p> <p>(3) 古くからの地域産業機能である印刷製本業等の集約化と土地利用の高度化を図る。</p> <p>(4) 地区の活気とにぎわいを生み出す商業・サービス施設を充実する。</p> <p>(5) 高度な業務活動が行えるオフィス機能を誘導する。</p> <p>(6) 各地区の任意組織同士の情報連携、官民連携による地域一体の防災体制及びエリアマネジメント体制を構築する。</p>				
主要な公共施設の配置及び 規模	種類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
	道路	区画道路1号	12 m	約345 m	—	現道拡幅
		区画道路2号	12 m	約160 m	—	現道拡幅
		区画道路3号	8 m	約120 m	—	現道拡幅
		区画道路4号	8 m	約100 m	—	現道拡幅
	その他の 公共 空地	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		緑地	—	—	約1, 000 m ²	既設
		広場3号	—	—	約1, 000 m ²	新設、デッキレベル 昇降施設等を含む。
		歩行者通路	6 m	約135 m	—	新設 地上及びデッキレベル 階段、昇降施設等を含 む。

【後楽二丁目地区地区計画】

地区整備計画	位置	文京区後楽一丁目及び後楽二丁目各地内				
	面積	約4.8ha				
	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積
		その他 の公共 空地	広場1号	—	—	約300m ²
			広場2号	—	—	約200m ²
			広場4号	—	—	約1,000m ²
			広場5号	—	—	約1,500m ²
			歩道状空地1号	4m	約255m	—
			歩道状空地2号	4m	約220m	—
	建築物等に関する事項	歩道状空地3号	4m	約65m	—	新設
		地区の 区分	後楽二丁目東地区	後楽二丁目西地区		後楽二丁目南地区
		地区の 面積	約1.3ha	約0.9ha		約2.6ha
		建築物等の用途の 制限	商業・業務施設（ただし、次の各号に掲げる用に供する建築物を除く。）、住宅施設、工場及びこれらに附属する施設以外の用途の建築物は建築してはならない。 (1) キャバレー、まあじやん屋、ぱちんこ屋、射的場等の風俗営業の用に供するもの (2) ラブホテル、アダルトショップ等の店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの			風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項各号までの一に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。

地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物の容積率 の最高限度	10分の63	10分の80 ただし、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の25以上としなければならない。	10分の115 ただし、10分の20相当以上を「飯田橋駅周辺基盤整備計画」で示された飯田橋駅周辺の交通結節機能等の更なる強化のための整備に寄与するものとし、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の2.3以上としなければならない。
	建築物の容積率 の最低限度	—	10分の30	10分の30 ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。
	建築物の建蔽率 の最高限度	—	10分の7	10分の8
	建築物の敷地面積 の最低限度	—	—	500m ² ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。
	建築物の建築面積 の最低限度	—	200 m ²	200 m ² ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。
	壁面の位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、公用歩廊、広場の利便性を確保するための施設及びこれに類するもの、又は交通上、安全上、衛生上その他周辺の環境を害するおそれのないものとして区長が許可したものについてはこの限りではない。	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、以下のものについてはこの限りではない。	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。 ただし、以下のものについてはこの限りではない。

地区整備計画 建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エレベーター、エスカレーター及びこれらに設置される屋根、ひさし、柱その他これらに類するもの 2 歩行者の安全性や快適性を確保するために設けるひさしその他これらに類するもの 3 公益上必要なもので、交通上、安全上、衛生上その他周辺の環境を害するおそれのないもの 	
	工作物の設置の制限	—	<p>壁面の位置の制限として定められた壁面後退区域においては、通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。</p> <p>ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の安全性や快適性を確保するために設ける塀、柵、案内板その他これらに類するもの 2 区域の環境向上に貢献する施設で、パーゴラ、あずまや、花壇、植栽帯、ベンチ等その他これらに類するもの
	建築物の高さの最高限度	70m	155m
			170m

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態 又は色彩その他の 意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に調和した落ち着きのある色調とする。

1 建築物の容積率の最高限度に係る部分については、次の部分は床面積に算入しない。

(1) 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分

(2) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分

(3) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）

(4) 建築基準法第52条第14項に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日付 15都市建市 第282号）II 3(1)の用途に供する部分

2 建築物等の高さの最高限度に係る高さの算定においては、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由： 市街地再開発事業による土地利用転換の動きに併せ、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、業務機能を中心として居住及び商業機能を備えた活力とぎわいのある安全で快適な複合市街地を形成するため、地区計画区域の拡大や、地区整備計画を追加することなどに伴い、地区計画を変更する。

※ _____ は、変更又は追加箇所を示す。

変更概要

名称	後楽二丁目地区地区計画		
位置	文京区後楽一丁目、後楽二丁目及び春日一丁目各地内		
事項	旧	新	摘要
面積	約4.0ha	約6.6ha	地区計画の区域拡大に伴う変更
地区計画の目標	<p>(1) 東京都都市再開発方針において、再開発促進地区（2号地区）に指定されているほか、文京区まちづくり指針においても業務地としての位置付けがされており、上位計画に整合した土地の高度利用を図る。</p> <p>(1) 「<u>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</u>」において、本地区を含む飯田橋地域は「<u>交通結節機能の強化、高経年マンションや業務ビルの建替え、公共施設の整備</u>と合わせ、<u>高度利用により、業務・商業、文化・交流、医療、教育など複合的で多様な機能が集積し、活力とにぎわいの拠点を形成</u>」することが示されており、「<u>都市再開発の方針</u>」においては、「<u>再開発促進地区</u>」に指定されている。また、「<u>文京区都市マスタープラン2024</u>」において、「<u>土地の高度利用・有効利用による、商業・業務機能や地域特性に応じた都市機能の集積、にぎわいや交流を生む空間の創出、駅とまちとのつながりを高める施設の整備を誘導する</u>」「<u>都市拠点</u>」に位置付けられ、「<u>後楽二丁目地区まちづくり整備指針</u>」では、「<u>飯田橋駅に近接した文京区の南西の玄関口としての立地特性を生かした、活力と賑わいのある、安全で快適な複合市街地の形成</u>」が基本方針とされているとともに、「<u>飯田橋駅周辺基盤整備計画</u>」において、「<u>駅とまち</u>」のつながりを強化する「<u>歩行者デッキ等</u>」及び「<u>縦動線</u>」の整備を実施することが示され</p>		

地区計画の目標	<p>(2) 都市計画道路放射25号線の整備により当地区は幅員30mの幹線道路に接することとなるので、開発ポテンシャルの向上や飯田橋駅周辺等の都市機能の更新にあわせた土地の高度利用を図る。</p> <p>(3) 地区内道路網の再整備、オープンスペースの創出や木造密集地の更新など、都市防災機能の向上を図り、地区の再開発を推進する。</p> <p>(4) 業務機能を中心として住宅・商業施設等を複合的に導入し、積極的な土地の高度利用と質の高い都市空間の形成を図るとともに、周辺環境及びまちなみとの調和に配慮し、地盤面から一定レベル以上に都市型住宅とオープンスペース等地域アメニティ施設とをまとめて立体的に誘導し、良好な定住環境の整備を行う。</p>	<p>ている。これらの上位計画に整合した土地の高度利用を図るとともに、駅と周辺市街地をつなぐバリアフリーの歩行者ネットワークの整備、文京区の玄関口としてふさわしい広場や周辺地区と連続したうるおいのある緑地空間の確保、地域防災力の強化、環境負荷低減などに取り組み、都市拠点として魅力ある複合市街地を形成する。</p> <p>(2) 都市計画道路放射25号線の整備により当地区は幅員30mの幹線道路に接することとなるので、開発ポテンシャルの向上や飯田橋駅周辺等の都市機能の更新にあわせた土地の高度利用を図る。</p> <p>(3) 地区内道路網の再整備、オープンスペースの創出や木造密集地の更新、<u>高経年マンションの再生</u>など、都市防災機能の向上を図り、地区の再開発を推進する。</p> <p>(4) 業務機能を中心として住宅・商業施設等を複合的に導入し、積極的な土地の高度利用と質の高い都市空間の形成を図るとともに、周辺環境及びまちなみとの調和に配慮し、地盤面から一定レベル以上に都市型住宅とオープンスペース等地域アメニティ施設とをまとめて立体的に誘導し、良好な定住環境の整備を行う。</p>	上位計画の策定等に伴う変更
---------	---	--	---------------

区域の整備、開発及び保全の方針	公共施設等の整備の方針	<p>(1) 地区周辺サービス道路の整備</p> <p>広域幹線道路である放射25号線とのネットワークを形成し、地区へのサービス交通を円滑に処理する区画道路を整備する。</p> <p>(2) コミュニティ道路の整備</p> <p>地区周辺の商業施設やまちなみとの調和を図り、地域コミュニティを重視した歩車共存の区画道路を整備する。</p> <p>(3) オープンスペースの整備</p> <p>地区住民のコミュニティの拠り所である諏訪神社を中心として、緑地空間を集約整備する。</p> <p>建物の壁面線の後退による歩道状空地の創出とともに、低層部にコンコース、ピロティ等の開放的なオープンスペースと一体となった歩行者空間を整備する。街区の角にはポケットパーク等の小広場を整備する。</p>	<p>(1) 地区周辺サービス道路の整備</p> <p>広域幹線道路である放射25号線、<u>放射7号線</u>及び<u>環状2号線</u>とのネットワークを形成し、地区へのサービス交通を円滑に処理する区画道路を整備する。</p> <p>(2) コミュニティ道路の整備</p> <p>地区周辺の商業施設やまちなみとの調和を図り、地域コミュニティを重視した歩車共存の区画道路を整備する。</p> <p>(3) オープンスペース等の整備</p> <p>地区住民のコミュニティの拠り所である諏訪神社を中心として、緑地空間を集約整備する。</p> <p>建物の壁面線の後退による歩道状空地の創出とともに、低層部にコンコース、ピロティ等の開放的なオープンスペースと一体となった歩行者空間を整備する。街区の角にはポケットパーク等の小広場を整備する。</p> <p><u>飯田橋駅周辺の交通結節機能等の更なる強化のため、</u> <u>「飯田橋駅周辺基盤整備計画」で示された飯田橋駅からつながる歩行者デッキや歩行者デッキと地上を結ぶ縦動線などを整備するとともに、地区の南北をつなぐ歩行者通路の整備、無電柱化とあわせた都市計画道路や区画道路と一体となったゆとりある歩行者空間の確保など、地区内外の円滑なバリアフリーの歩行者ネットワークを創出する。</u></p> <p><u>駅前の顔となる広場をデッキレベルに整備するとともに、にぎわい・交流を生む空間や緑化等によるうるおいを創出する広場を地上レベルの歩行者動線に沿って整備する。</u></p>	上位計画の策定等に伴う変更

区域の整備、開発及び保全の方針	建築物等の整備の方針	<p>(1) 文京区の起伏のある地形を活かし、地区周辺のまちなみとの調和及び小石川後楽園からの景観に配慮した建築計画とする。</p> <p>(2) 立体的な用途誘導により、住宅と業務機能等との区分を明確にし、良好な定住環境を備えた住宅計画とする。</p> <p>(3) 住宅と一体となったオープンスペースである住環境整備誘導面を整備し、居住者が日常的に利用できるまとまったオープンスペースを立体的に創出する。</p> <p>(4) 壁面線後退による歩道と一体となった歩行者空間の整備とともに、建築物の低層部にコンコース、ピロティ等を配置し、変化のある一体的な歩行者空間を創出する。</p>	<p>(1) 文京区の起伏のある地形を生かし、地区周辺のまちなみとの調和及び小石川後楽園からの景観に配慮した建築計画とする。</p> <p>(2) 立体的な用途誘導により、住宅と業務機能等との区分を明確にし、良好な定住環境を備えた住宅計画とする。</p> <p>(3) 住宅と一体となったオープンスペースである住環境整備誘導面を整備し、居住者が日常的に利用できるまとまったオープンスペースを立体的に創出する。</p> <p>(4) 壁面線後退による歩道と一体となった歩行者空間の整備とともに、建築物の低層部にコンコース、ピロティ等を配置し、変化のある一体的な歩行者空間を創出する。</p> <p>(5) <u>地域防災力の強化に向け、災害時に帰宅困難者の受け入れが可能な一時滞在施設等を整備するとともに、一時滞在施設は、水害時にも垂直避難できるよう想定浸水深以上の位置に確保する。</u></p>	上位計画の策定等に伴う変更

再開発等促進区	面積	約4.0ha	約6.6ha	新たな再開発等促進区の指定に伴う変更								
	土地利用に関する基本方針	<p>業務機能を中心として、都市型住宅、商業サービス機能及び産業機能等を備えた複合的な市街地を形成するため、以下のように土地利用の方針を定める。</p> <p>(1) 細分化された敷地を集約して、街区の統合を促進する。</p> <p>(2) 多様な居住形態の需要に対応するため、オープンスペース等の地域アメニティ施設と一体となった、まとまった都市型住宅の供給を図る。</p> <p>(3) 古くからの地域産業機能である印刷製本業等の集約化と土地利用の高度化を図る。</p> <p>(4) 地区の活気とぎわいを生み出す商業・サービス施設を充実する。</p> <p>(5) 高度な業務活動が行えるオフィス機能を誘導する。</p>	<p>業務機能を中心として、都市型住宅、商業サービス機能、産業機能等を備えた複合的な市街地を形成するため、以下のように土地利用の方針を定める。</p> <p>(1) 細分化された敷地を集約して、街区の統合を促進する。</p> <p>(2) <u>高経年マンションを含めた共同化を推進するとともに、</u>多様な居住形態の需要に対応するため、オープンスペース等の地域アメニティ施設と一体となった、まとまった都市型住宅の供給を図る。</p> <p>(3) 古くからの地域産業機能である印刷製本業等の集約化と土地利用の高度化を図る。</p> <p>(4) 地区の活気とぎわいを生み出す商業・サービス施設を充実する。</p> <p>(5) 高度な業務活動が行えるオフィス機能を誘導する。</p> <p>(6) <u>各地区の任意組織同士の情報連携、官民連携による地域一体の防災体制及びエリアマネジメント体制を構築する。</u></p>									
主要な公共施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
	道路	区画道路1号	12m	約190m	—	現道拡幅	道路	区画道路1号	12m	約345m	—	現道拡幅
		区画道路2号	12m	約160m	—	現道拡幅		区画道路2号	12m	約160m	—	現道拡幅
		区画道路3号	8m	約120m	—	現道拡幅		区画道路3号	8m	約120m	—	現道拡幅

再開発等促進区	主要な公共施設の配置及び規模	道路	区画道路4号	8m	約100m	—	現道拡幅	道路	区画道路4号	8m	約100m	—	現道拡幅	新たな再開発等促進区の指定に伴う変更	
		名称	幅員	延長	面積	備考	名称	幅員	延長	面積	備考	名称	幅員	延長	
		緑地	—	—	約0.1ha	新設	緑地	—	—	約1,000m ²	新設	広場3号	—	—	新設、デッキレベル昇降施設等を含む。
		その他の公共空地	—	—	—	—	その他の公共空地	—	—	約1,000m ²	新設	歩行者通路	6m	約135m	新設地上及びデッキレベル階段、昇降施設等を含む。
		その他の公共空地	—	—	—	—	その他の公共空地	—	—	—	新設	—	—	—	—
		その他の公共空地	—	—	—	—	その他の公共空地	—	—	—	新設	—	—	—	—

【後楽二丁目地区地区計画】

地区整備 計画	位置	文京区後楽一丁目及び後楽二丁目各地内					文京区後楽一丁目及び後楽二丁目各地内					地区整備 計画の追 加に伴う 変更	
	面積	約 2. 2 h a					約 4. 8 h a						
	種類	名称	幅員	延長	面積	備考	種類	名称	幅員	延長	面積		
	広場 1号	—	—	—	約 300 m ²	新設	広場 1号	—	—	—	約 300 m ²		
	広場 2号	—	—	—	約 200 m ²	新設	広場 2号	—	—	—	約 200 m ²		
	その他 の公 共 空 地	—	—	—	—	—	広場 4号	—	—	—	約 1, 0 00 m ²	新設、 地上レ ベル 歩行者 通路を 含む。	
	その他 の公 共 空 地	—	—	—	—	—	広場 5号	—	—	—	約 1, 5 00 m ²	新設、 地上レ ベル	
	その他 の公 共 空 地	—	—	—	—	—	歩道状 空地 1号	4 m	約 255 m	—	—	新設	
	その他 の公 共 空 地	—	—	—	—	—	歩道状 空地 2号	4 m	約 220 m	—	—	新設	
	その他 の公 共 空 地	—	—	—	—	—	歩道状 空地 3号	4 m	約 65 m	—	—	新設	

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	—	地区の区分	地区の名称	<u>後楽二丁目南地区</u>	地区整備計画の追加に伴う変更
		地区の面積	—		地区の面積	<u>約2.6ha</u>	
	建築物等の用途の制限	—	建築物等の用途の制限		<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項各号までの一に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。</u>		
	建築物の容積率の最高限度	—	建築物の容積率の最高限度		<u>10分の115</u> <u>ただし、10分の20相当以上を「飯田橋駅周辺基盤整備計画」で示された飯田橋駅周辺の交通結節機能等の更なる強化のための整備に寄与するものとし、共同住宅の用途に供する部分の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の2.3以上としなければならない。</u>		
	建築物の容積率の最低限度	—	建築物の容積率の最低限度		<u>10分の30</u> <u>ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。</u>		
	建築物の建ぺい率の最高限度	—	建築物の建蔽率の最高限度		<u>10分の8</u>		
	—	—	建築物の敷地面積の最低限度		<u>500m²</u> <u>ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。</u>		

地区整備計画	建築面積の最低限度	—	建築物の建築面積の最低限度	<u>200 m²</u> ただし、道路内の建築物についてはこの限りではない。	地区整備計画の追加に伴う変更
	壁面の位置の制限	—	壁面の位置の制限	<u>建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。</u> <u>ただし、以下のものについてはこの限りではない。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エレベーター、エスカレーター及びこれらに設置される屋根、ひさし、柱その他これらに類するもの</u> 2 <u>歩行者の安全性や快適性を確保するため設けるひさしその他これらに類するもの</u> 3 <u>公益上必要なもので、交通上、安全上、衛生上その他周辺の環境を害するおそれのないもの</u> 	
	—	—	工作物の設置の制限	<u>壁面の位置の制限として定められた壁面後退区域においては、通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。</u> <u>ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>歩行者の安全性や快適性を確保するため設ける塀、柵、案内板その他これらに類するもの</u> 	

地区整備計画	建築物等に関する事項			<u>工作物の設置の制限</u>	2 <u>区域の環境向上に貢献する施設で、パーゴラ、あずまや、花壇、植栽帯、ベンチ等その他これらに類するもの</u>	地区整備計画の追加に伴う変更
		建築物の高さの最高限度	—		建築物の高さの最高限度 <u>170m</u>	
		建築物等の形態又は意匠の制限	—	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に調和した落ち着きのある色調とする。</u>	
欄外		1 建築物の容積率の最高限度に係る部分については、次の部分は床面積に算入しない。 (1) 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 (2) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分 (3) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）	1 建築物の容積率の最高限度に係る部分については、次の部分は床面積に算入しない。 (1) 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 (2) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分 (3) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）			

	<p>2 建築物の高さの最高限度に係わる部分については、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>欄外 「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」 理由：市街地再開発事業による土地利用転換の動きに併せ、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、業務機能を中心として居住、商業機能を備えた複合市街地を形成するため、地区整備計画を策定することなどに伴い、地区計画を変更する。</p>	<p>(4) <u>建築基準法第52条第14項に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日付15都市建市 第282号）II 3(1)の用途に供する部分</u></p> <p>2 <u>建築物等の高さの最高限度に係る高さの算定においては、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。</u></p> <p>「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設及び地区施設の配置並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。」 理由：市街地再開発事業による土地利用転換の動きに併せ、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、業務機能を中心として居住<u>及び</u>商業機能を備えた<u>活力とにぎわいのある安全で快適な</u>複合市街地を形成するため、<u>地区計画区域の拡大や、地区整備計画を追加する</u>ことなどに伴い、地区計画を変更する。</p>	地区整備 計画の追 加に伴う 変更
--	--	---	----------------------------

東京都市計画地区計画 後楽二丁目地区地区計画 計画図 1

縮小版

〔東京都決定〕

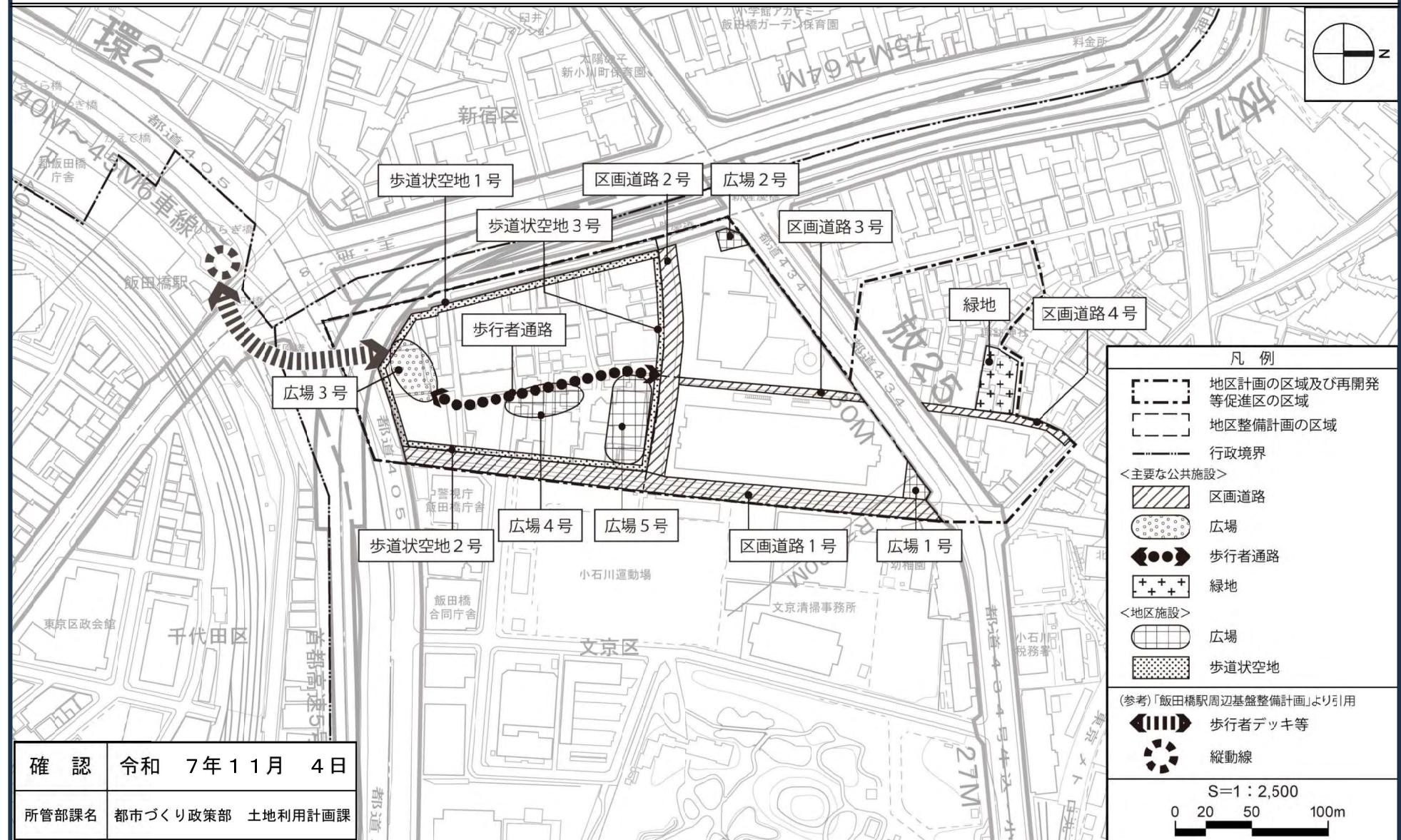


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（7都市基交第868号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第164号、令和7年8月13日

東京都市計画地区計画 後楽二丁目地区地区計画 計画図 2

縮小版

〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第868号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第164号、令和7年8月13日

東京都市計画地区計画 後楽二丁目地区地区計画

計画図 3

縮小版

The diagram illustrates the height restrictions for four walls (1号壁面 to 4号壁面) based on their distance from the road boundary line (GL). The height restrictions are as follows:

- 1号壁面 (Wall 1):** 4m high, located 10m from GL.
- 2号壁面 (Wall 2):** 2m high, located 10m from GL.
- 3号壁面 (Wall 3):** Height restrictions are shown as a stepped profile: 10m at 10m from GL, 8m at 18m, 6m at 24m, 4m at 30m, and 2m at 36m. The vertical distance between the top of the wall and the GL is labeled as $\nabla H = 100m$.
- 4号壁面 (Wall 4):** Height restrictions are shown as a stepped profile: 10m at 10m from GL, 8m at 18m, 6m at 24m, 4m at 30m, and 2m at 36m. The vertical distance between the top of the wall and the GL is labeled as $\nabla H = 100m$.

The horizontal axis represents the distance from the road boundary line (GL), and the vertical axis represents height. The road boundary line (GL) is indicated by a dashed line at the bottom of the diagram.

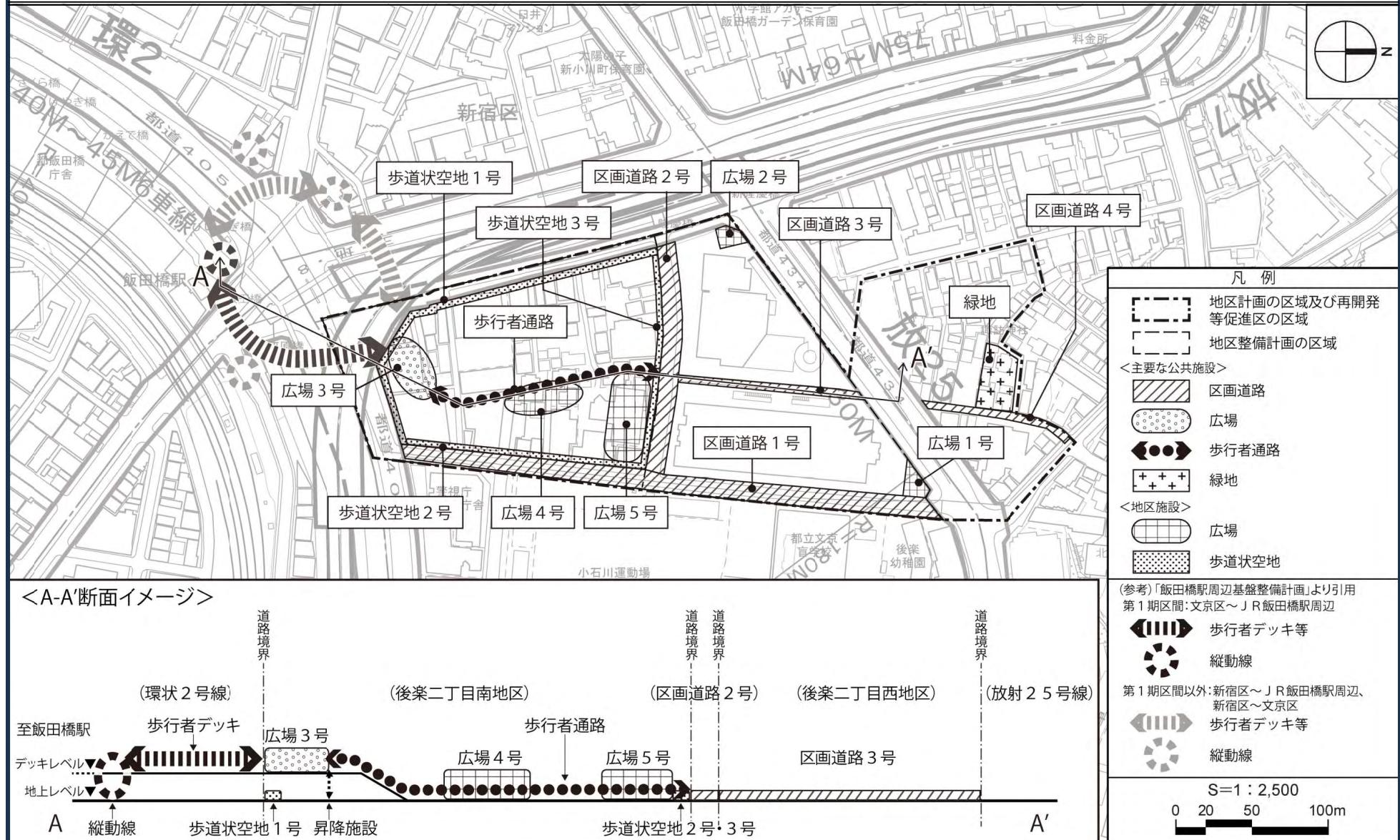


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（7都市基交第868号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第164号、令和7年8月13日

東京都市計画地区計画 後楽二丁目地区地区計画 参考図（方針附図）

縮小版

〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（7都市基交第868号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第164号、令和7年8月13日

（2）東京都市計画第一種市街地再開発事業
後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業の決定
(文京区決定)について

【後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業】

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定 (文京区決定) (案)

都市計画後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

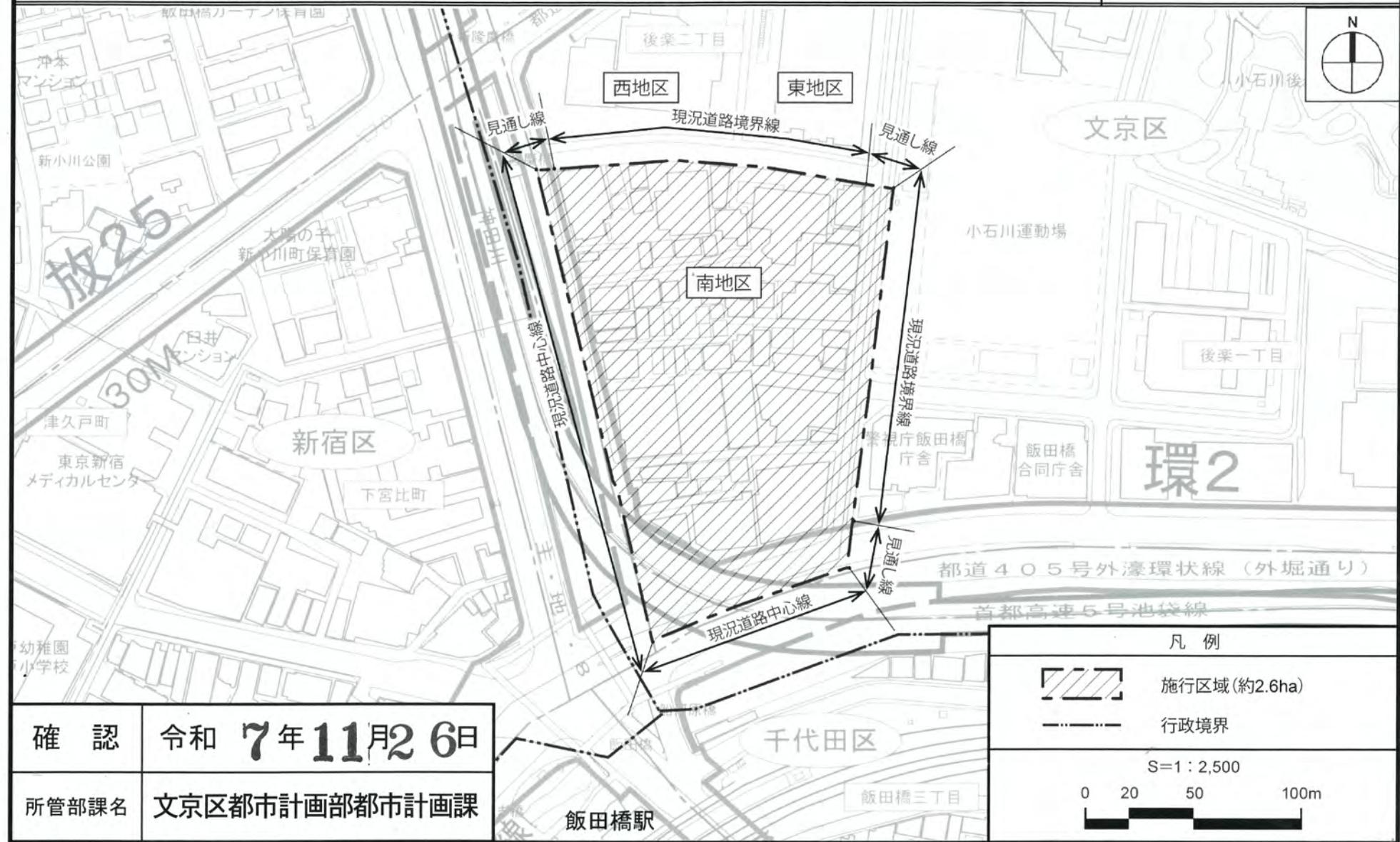
名 称		後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業				
位 置		文京区後楽一丁目及び後楽二丁目各地内				
施行区域面積		約 2.6ha				
公共施設の配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		幹線道路	放射第7号線	別に都市計画において定めるとおり。		
			環状第2号線			
建築物の整備		区画道路	区画道路1号	幅員 12m 延長約 155m	拡幅	
		建築面積	延べ面積(容積対象面積)	主要用途	高さの限度	
		約 14,100 m ²	約 279,000 m ² (約 230,330 m ²)	事務所、住宅、 店舗、駐車場等	建築物の高さの最高限度に係る高さの算定においては、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。	
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約 20,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 飯田橋駅までのアクセス性を強化し、地区全体に対して南北の軸となる歩行者動線を整備する。 広場3号(面積約 1,000 m²)、広場4号(面積約 1,000 m²)及び広場5号(面積約 1,500 m²)を整備し、歩行者の滞留空間を確保する。 小石川後楽園などの景観資源に近接する立地特性に配慮し、高層部は区画道路1号から十分な後退距離を確保する。 			
参 考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力とぎわいのある安全で快適な複合市街地の形成のため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業 計画図 1

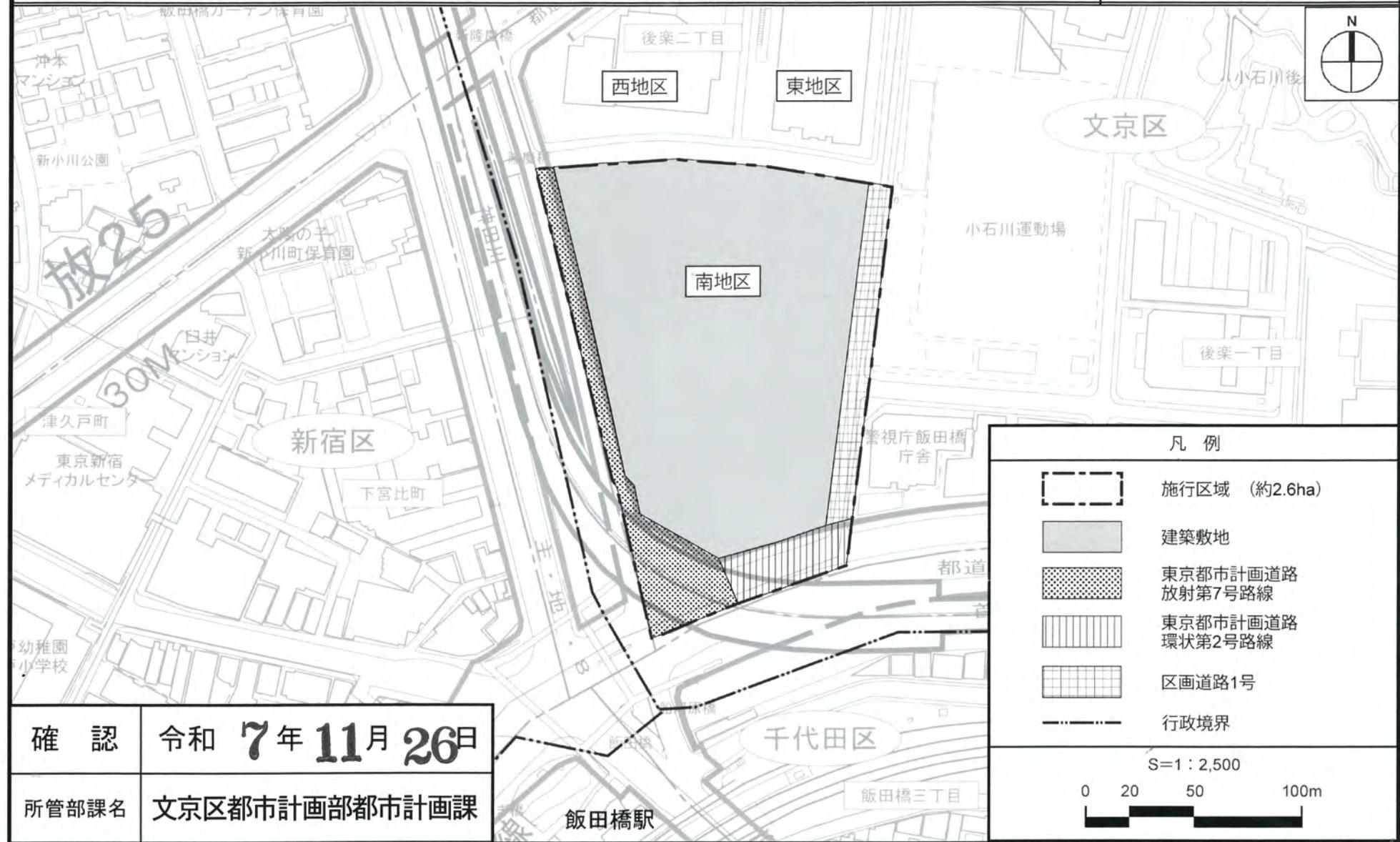
〔文京区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7 都市基交測第 186 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7 都市基街都第 180 号、令和 7 年 8 月 27 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業 計画図 2

〔文京区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第186号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基交都第180号、令和7年8月27日

東京都市計画第一種市街地再開発事業 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

〔文京区決定〕

Legend for wall types:

- 1号壁面 (1st floor wall): Solid line
- 3号壁面 (3rd floor wall): Dashed line
- (2nd floor wall): Dashed line with square markers
- (4th floor wall): Dashed line with square markers

Detailed elevation diagram for a 3-story building:

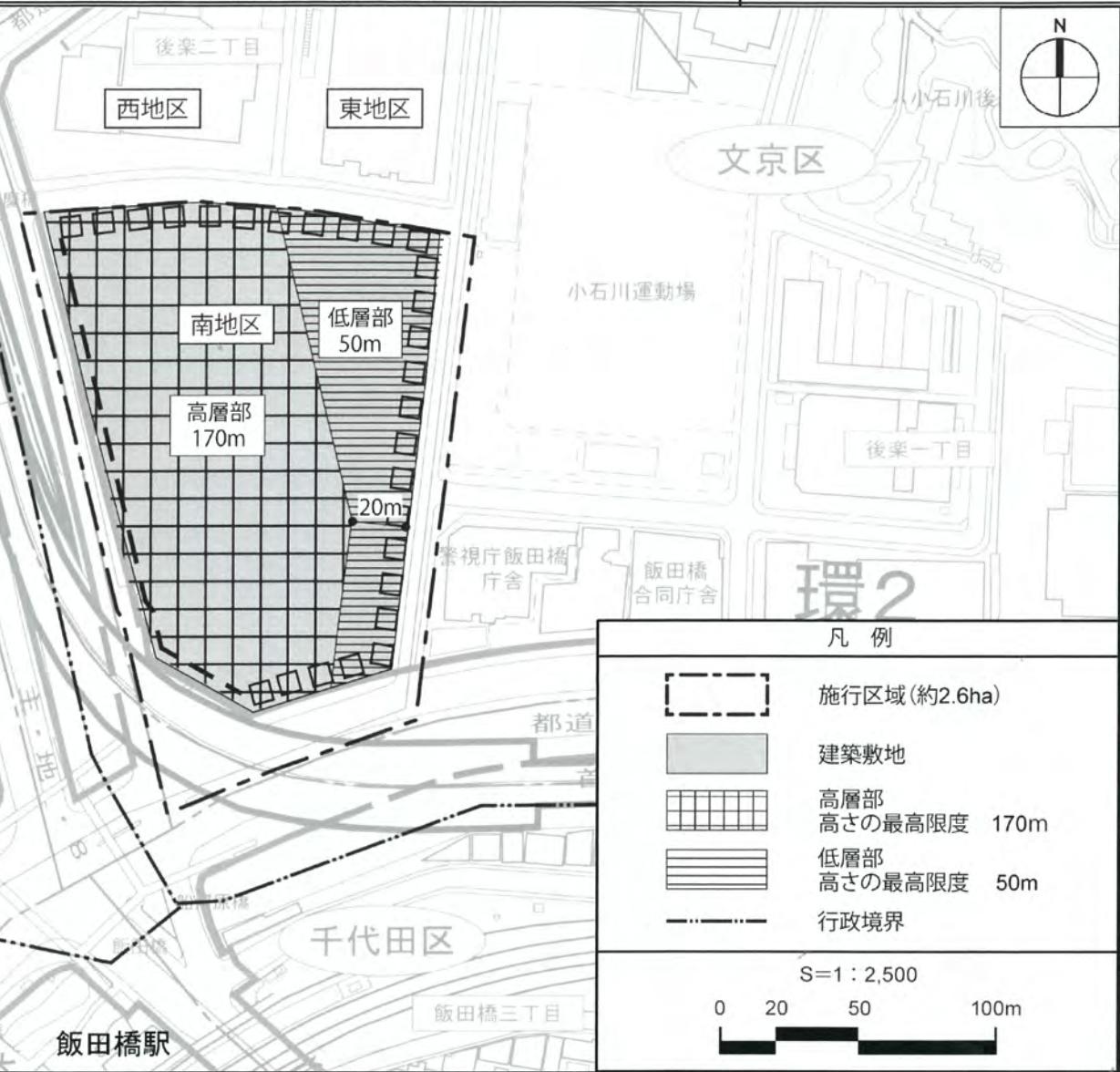
- Building height: 10m
- 2nd floor height: 8m
- 3rd floor height: 6m
- 4th floor height: 4m
- Roof slope: $\nabla H = 100m$
- Roof slope: $\nabla H = 50m$
- Roof slope: $\nabla H = 10m$
- Building footprint: 10m wide by 30m deep (10m + 8m + 6m + 4m)
- Building location: Between GL (Ground Level) and GL (Ground Level)
- Building boundary: Between GL (Ground Level) and GL (Ground Level)
- Building height: 10m
- Building height: 8m
- Building height: 6m
- Building height: 4m
- Roof slope: $\nabla H = 100m$
- Roof slope: $\nabla H = 50m$
- Roof slope: $\nabla H = 10m$
- Building footprint: 10m wide by 30m deep (10m + 8m + 6m + 4m)
- Building location: Between GL (Ground Level) and GL (Ground Level)
- Building boundary: Between GL (Ground Level) and GL (Ground Level)



確 認

令和 7年11月26日

所管部課名 文京区都市計画部都市計画課



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7 都市基交測第 186 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7 都市基交都第 180 号、令和 7 年 8 月 27 日

（3）東京都市計画高度地区の変更
（文京区決定）について

東京都市計画高度地区の変更(文京区決定) (案)

都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最高 限度〕	第1種 高度地区	約 119.7ha	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下とする。
	第2種 高度地区	約 2.5ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	14m 第2種 高度地区	約 84.7ha	1 建築物の高さは、14メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。
	31m 第2種 高度地区	約 1.1ha	1 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に15メートルを加えたもの以下とする。

【高度地区】

14m 第3種 高度地区	約 21.4ha	1 建築物の高さは、14メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
17m 第3種 高度地区	約 106.3ha	1 建築物の高さは、17メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
22m 第3種 高度地区	約 363.0ha (約 363.1ha)	1 建築物の高さは、22メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。
24m 第3種 高度地区	約 31.4ha	1 建築物の高さは、24メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。

31m 第3種 高度地区	約101.6ha	1 建築物の高さは、31メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
22m 高度地区	約4.1ha	建築物の高さは、22メートル以下とする。	
31m 高度地区	約42.9ha (約43.5ha)	建築物の高さは、31メートル以下とする。	
35m 高度地区	約3.3ha	建築物の高さは、35メートル以下とする。	
39m 高度地区	約22.4ha	建築物の高さは、39メートル以下とする。	
45m 高度地区	約1.0ha	建築物の高さは、45メートル以下とする。	
46m 高度地区	約125.2ha	建築物の高さは、46メートル以下とする。	
60m 高度地区	約63.8ha (約66.7ha)	建築物の高さは、60メートル以下とする。	
70m 高度地区	約9.2ha	建築物の高さは、70メートル以下とする。	
小計	約1,103.6ha (約1,107.2ha)		
1 制限の緩和			
	(1) この規定の適用の緩和に関する措置は、次に定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係における建築物の各部分の高さの最高限度(以下「斜線型高さ制限」という。)が定められている場合において、その高さの最高限度を算定するときに限る。 ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。 イ 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築		

物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。

- (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次に定めるところによる。
- ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項及び第3項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす当該一団地については、当該一団地を当該一又は二以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなす。
- イ 一定の一団の土地の区域について、建築基準法第86条第2項及び第4項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により当該区域内に現に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす当該一定の一団の土地の区域については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。

2 適用の除外

- (1) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又は建築物の部分に対しては、当該規定は適用しない。
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項の規定による地区計画等の区域(地区整備計画等が定められている区域のうち、建築基準法第68条の2の規定に基づく条例(以下「建築制限条例」という。)により、建築物の高さの最高限度が定められている区域に限る。)又は景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項に規定する景観地区(景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められている地区に限る。以下「景観地区」という。)内の建築物で、当該建築制限条例の規定又は当該景観地区に関する都市計画の内容に適合するものについては、当該建築物に係る建築物の高さの最高限度から斜線型高さ制限を除いた建築物の高さの限度(以下「絶対高さ制限」という。)に係る規定は適用しない。
- (3) 建築基準法第59条の2の許可による建築物に対しては、絶対高さ制限に係る規定は適用しない。

3 区長の認定による特例

- (1) 絶対高さ制限に係る規定の適用の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物のうち、絶対高さ制限を超えるもの(絶対高さ制限に係る規定に適合するに至った建築物を除く。)の初回の建替えに

おける建築物で区長が認めたものについては、絶対高さ制限は適用しない。
この場合において、区長はあらかじめ「既存不適格建築物特例協議会」の意見を聞くものとする。

- (2) 一定規模以上の敷地面積を有する建築物で、敷地の周辺環境に対し配慮がなされていると区長が認めたものについては、絶対高さ制限に係る規定は適用しない。
- (3) 土地利用上やむを得ないもので良好な市街地環境の形成に資すると区長が認めたものについては、絶対高さ制限に係る規定は適用しない。この場合において、区長は、あらかじめ文京区都市計画審議会の議を経るものとする。

4 特定行政府の許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物で特定行政府(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政府をいう。以下同じ。)が許可したものについては、斜線型高さ制限に係る規定は適用しない。この場合において、特定行政府はあらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に規定する敷地内の空地及び敷地面積の規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの
- (2) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物

〔最低限度〕	既決定地区	約 78.3ha	建築物の高さの最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この規定は適用しない。 1 都市計画施設の区域内の建築物 2 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 3 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令第137条の10第1号及び第2号に定める範囲のもの 4 附属建築物で平屋建のもの(建築物に付属する門又は塀を含む。) 5 地下若しくは高架の工作物又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの 6 その他の建築物で特定行政府(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政府をいう。)が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの
	・教育の森公園周辺地区		
	・不忍通り地区		
	・不忍通り第二地区		
	小計	約 78.3ha	

【高度地区】

合計	約1,181.9ha (約1,185.5ha)	
----	----------------------------	--

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由：後楽二丁目地区地区計画の変更及び後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

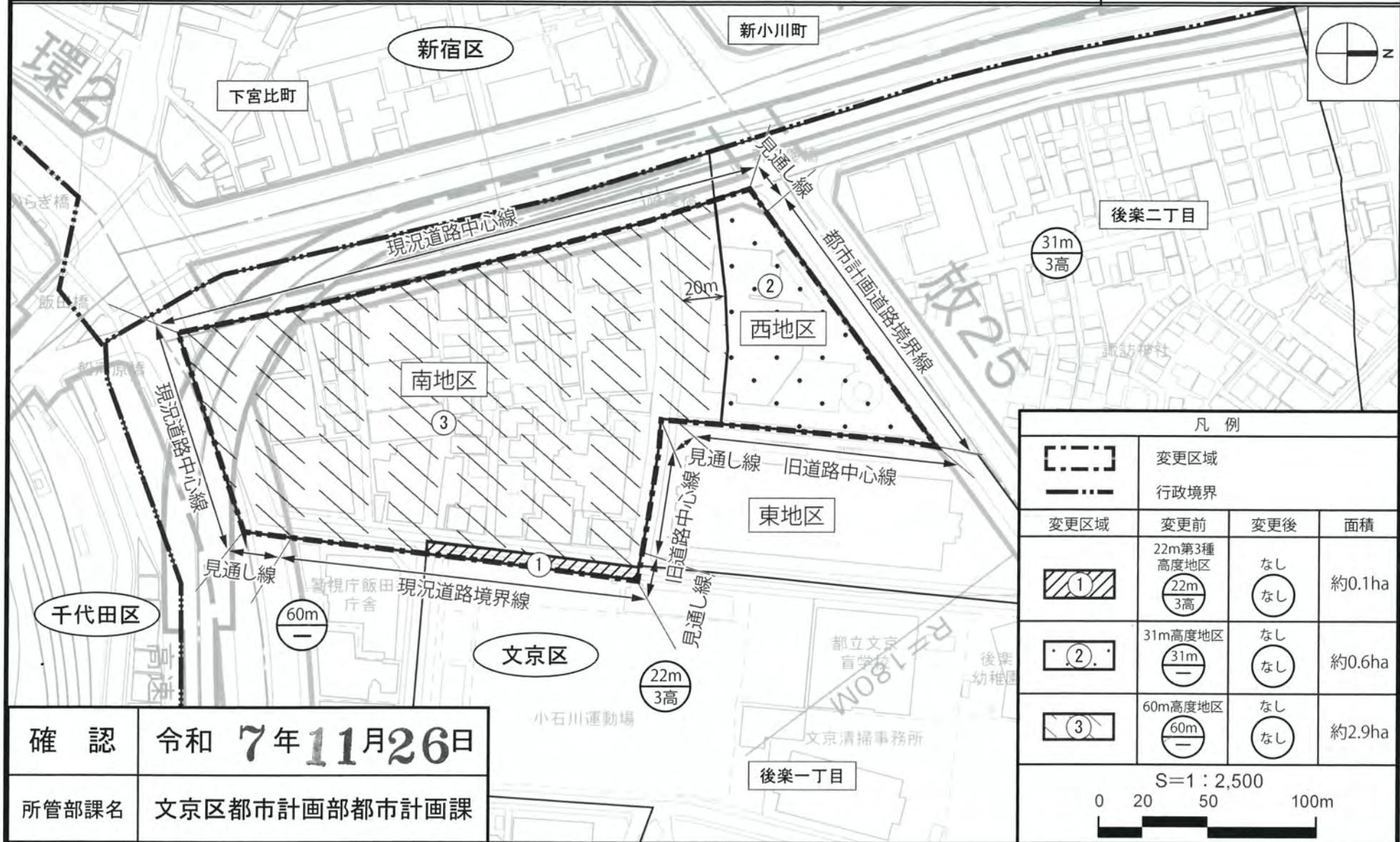
変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
文京区後楽一丁目地内	22m 第三種 高度地区	指定なし	約 0.1ha	
文京区後楽二丁目地内	31m 高度地区	指定なし	約 0.6ha	
文京区後楽一丁目及び後楽二丁目各 地内	60m 高度地区	指定なし	約 2.9ha	
小計			約 3.6ha	

※面積について、備考欄の数値の小数点以下第二位を四捨五入した値を記載

東京都市計画高度地区

計画図

〔文京区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7 都市基交測第 186 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7 都市基街都第 180 号、令和 7 年 8 月 27 日